
平成19年第4回(12月)南丹市議会定例会会議録(第2日)

平成19年12月10日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成19年12月10日 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(25名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日 出 夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 西 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 八 木 眞
23番 谷 義 治	24番 吉 田 繁 治	25番 村 田 正 夫
26番 高 橋 芳 治		

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美 由 紀

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	塩 貝 悟
企画管理部長	松 田 清 孝	市 民 部 長	草 木 太 久 実

福祉部長	永塚 則昭	農林商工部長	西岡 克己
土木建築部長	山内 明	上下水道部長	井上 修男
教育次長	東野 裕和	会計管理者	永口 茂治

午前10時00分開議

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより12月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（高橋 芳治君） 日程第1「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

21番、松尾武治議員の発言を許します。

○議員（21番 松尾 武治君） おはようございます。

議席番号21番、活緑クラブ所属、松尾武治です。議長のお許しがありましたので、20年度予算編成方針と財政計画について、予算執行の適正化について、地域力・地域資源の再生を促す施策と助成について、女性の館への補助金のその後の対応について、質問をいたします。

9月議会で提案された平成18年度決算は、今議会で賛成多数で承認されましたが、監査委員の指摘事項の重みを重視するなかで、付託された委員会で議論を交わしましたが、監査委員の審査意見書によると、「普通会計ベースの財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年より2.1ポイント増の92.4%、財政の硬直化の指標である公債費比率は前年と同率の17.1%、また財政の健全度を示す実質公債費比率は前年度より1.2ポイントと増加し、17%と高い水準である。以上のことから、南丹市の財政は弾力性を失い、財政の健全化を脅かす非常に厳しい状況である。今後の財政運営においては、中・長期の財政見直しを作成するなかで、経常収入の確保、経常的経費の見直し及び削減をより一層努める必要がある」このほかにも補助金支出の適法性を確認するなか、補助要綱に基づく適正な事務処理などの指摘がありました。監査委員の指摘がある以前から、議会では様々な機会に基金の取り崩しに頼る財政運営、膨大な予算規模などの指摘をしてきました。中でも情報網の整備事業をはじめ、旧園部町から進めている公園整備、市街地整備に関わる街路事業、新光悦村関連事業、見直しが必要な補助金、そして委託費は競争原理を働かすなど、理事者の手腕で財政負担の軽減が可能な施策ですが、漫然と進められ、議会の議決

があったとはいえ、改善の兆しすら見られないなかで執行されております。特に本町土地
区画整理事業は、事業費が42億1,000万円で、内訳は補償費が36億7,000万
円、工事費が5億3,900万円となり、一般的に行われる受益者負担を伴う減歩による
保留地処分です。工事費を賄う事業とは異質なもので、公共負担のみで区画整理が進められて
いるといっても過言ではありません。財源内訳をしてみると、公共工事管理者負担金2
3億3,000万円、都市再生区画整理補助金9億9,800万円、町単独費は1億7,
600万円となり、市の財政負担は少ないように見えますが、この事業に関連する都市計
画街路事業として内環状線第二工区があります。総事業費は25億7,000万円で、南
丹市が負担する財源は地方債の借入れが約22億5,000万円、市債での負担するも
のが2億8,100万円となっております。また、同じような関連事業に上本町佛大線が
ありますが、この事業は総事業費が48億2,700万円で、今後南丹市が負担する財源
は地方債の借入れが5億5,000万円、市費として5,500万円となります。財源
が乏しいなかで歴史のある建物を壊しながら、賑わいを取り戻す施策が定まらないなかで
漫然と進められています。以上のことから見ても、本町土地区画整理事業は事業採択の時
期こそ街路事業のあとから事業認可されたものですが、関連して行わないと全体の事業そ
のものが成り立たないものであり、まちづくり基金の積み立てがあるというものの南丹市
の財政を大きく圧迫する事業といえます。20年度から投資的経費の抑制は避けられない
ものであり、市長の弁でも厳しさが感じられますように、事業効果を検証するなかで事業
の凍結、または見直しが必要であるとも考えます。新市建設計画では、基金の取り崩しは
行わないと市民に説明をし、18年度末基金残高56億円、20年度末の基金残高を58
億円と示した財政計画が住民説明会で示されております。合併協議会の経過を思うと、提
案された財政計画に合併協会長から交付税の削減など厳しい指摘がありましたが、削減も
織り込み済みと説明をされておりました。大きく伸びた扶助費は施策の変更に伴うものが多
く、一定の財源が確保されております。今回の健全化計画で示された課題は、18年1月
1日の合併時から財政運営に生かさなければならない課題であり、議会で機会あるごとに
指摘をしてきましたが、今日まで放置されておりました。18年度の当初予算の歳入歳出
それぞれの合計が214億4,000万円でスタートした財政規模は、骨格予算であった
とはいえ、55億円もの補正を組み、予算現額は259億1,000万円の規模にまで膨
れ上がり、19年度は今議会の議決後の予算額は240億9,000万円となっております。
国では都市と地方の格差是正が緊急の課題と言われ、何らかの法改正が行われると思いま
す。財政健全化計画には財政運営課題が5項目示されていますが、内容的には会派で行っ
た総務省の研修で指摘された南丹市の財政課題とほぼ同様な事項となっております。厳し
い財政状況の中ですが、難しい合併協義をまとめ上げられた行政手腕を遺憾なく発揮して
いただき、市民の暮らしに不安・不便を与えることがないよう強い決意で臨んでいただく
ことを切望いたします。また、国の財政も厳しいと言われていますが、あるところには財
源もあります。市長は財源の獲得に市民のために、なりふり構わない強固な姿勢と惜しみ

ない努力を市民の前に示し、財源の獲得に奔走していただきたいものです。

それでは、通告にしたがって質問をいたします。

平成20年度予算編成方針が報道されました。施策の見直し等は市長の施政方針に基づくものと考えますが、施政方針で明確にしていないなかで、枠配分方式の採用により、部長に丸投げの感じがします。まず、平成21年度以降の財政の中期見通しについて、市長の見解を伺います。

次に、予算編成方針をどのように考えているのか、また一般会計で6.8%の削減が示されましたが、何を基礎に設定されたものなのか、市長の見解を伺います。

市民のニーズに応えながら、事業の見直しを図ると言われていますが、優先的に実施する事業、削減及び繰り延べの事業など事業全体の中から理事者自らが施政方針に基づき、精査しなければならないにも関わらず、各部に割り当てたように報道されています。事業見直しについて、市長の見解を伺います。

次に、20年度予算編成の繰入金額によっては、20年度末で基金の枯渇も懸念されます。南丹市独自で行っている各種の補助金や公の施設として運営されている施設などの管理委託費、電算システムのハード・ソフトなどに関わる経費など、削減が見込まれるものもあります。条例の見直しも含め、市長の見解を伺います。

また、20年度予算編成に生かすためと、強行に実施されました組織再編が予算編成でどのように生かされるのか、市長の見解を伺います。

予算編成の重点施策の中でも子育て支援策には改革の言葉が入っていますが、どのような部分に改革のメスを入れられるのか、岸上副市長の見解をお伺いいたします。

補助金の支出については監査委員の指摘、また、議会でも様々な論議をよびました。補助金の支出には、法令・条例・要綱に基づき、申請から交付までの業務がきめ細かく定められています。監査委員の指摘にもあるように、法令等に基づく適切な処理が行われているのか、調査や指導が必要と考えるが、市長の見解を伺います。

次に、南丹市は616㎢と広大な市域の中で、周辺部にも行政の光を絶やさない施策を行うのは、財政難の折から厳しいところもありますので、官民が一体となったまちおこしに期待をかけながら、市民のパワーを生かす市政運営が求められます。本町地区に商店が建ちはじめました。議会の答弁と裏腹に様々な商店が生まれつつあります。町並みの一体感はそれだけでもドラマになり、人を呼び、まちのシンボルにもなりますが、事業主体である市はどのような指導をしたのか、疑問と不安な面持ちで眺めております。限界集落を懸念する地域にも手厚い施策で守られている本町地区に住む人たちと同じようなサービスの提供が必要ですが、厳しい財政では十分な支援も事欠くのが実態で、住民のパワーと行政が一体となった住民協働が求められます。地域の盛り上がりによる活動は、地域の資源になります。このように地域の元気を取り戻す施策と地域資源を生かす施策は、ともに住民と行政の協働社会を構築する源になりますので、積極的な施策と助成が求められますが、市長の見解を伺います。

合併前の駆け込み的な補助金、特に園部町女性の館に対する5,000万円の支出については、様々な場所で論議を呼び、その都度適正に処理されたと答弁された記録が残っておりますが、適正な処理をされたものが長期にわたって放置されるのでしょうか。自治法第232条の2、普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる旨と示されていますが、少なくとも18年度に適切な処理をしないということは不必要な補助金であり、公益上必要がある場合に当たらないと思われまます。この女性の館に補助された5,000万円がどのようになっているのか、その後の経過について伺います。

以上、私の質問席での質問を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。

それでは、松尾議員のご質問にお答えをいたします。

20年度予算編成につきましての、それに伴う財政計画等についてのご質問がございました。

ご指摘のとおり、たいへん厳しい財政状況にあります。こういったなかで、平成23年度には基金が枯渇するような状況が予測されておるわけでございます。財政健全化計画の財政見通しにつきましては、11月上旬に作成しておりました平成20年度普通会計で230億円余りの予算規模といたしておたわけでございますけれども、その後、予算枠配分方式の検討の中で、健全化計画よりさらに厳しく20年度の予算編成方針では、一般会計で218億円程度に抑えた額として一般財源の予算枠を配分し、現在、各部局で予算編成の作業を行っている現状でございます。21年度以降につきましても、費用対効果も検証しながら事業評価を行い、単年度決算という概念を持たずに最大限の削減の努力を行い、次年度以降に財源を確保するために、徹底した歳出削減と収入努力を行っていかねばならないと、このような決意をいたしておるところでございます。当然、平成20年度の予算につきましては南丹市にとりまして、誇りと絆を大切に、いついつまでも生きがいを持って市民の皆さん方が安心して暮らしていける、こういった南丹市の実現に向かって、住民本位の行政運営、また、健全な財政運営の出発点となる重要な予算というふうな認識をいたしておるところでございます。特に財政の健全性を堅持するために、行政改革実施プランに基づきまして、自ら厳しい内部努力を実施するとともに、すべての施策につきまして聖域なく見直しを行い、社会経済情勢の変化を踏まえて、すべての施策の再構築を図りつつ、また、新たなる市民ニーズにも的確に対応すること、こういうことを基本に考えておるわけでございます。6.8%減、19年度当初予算に比べて、6.8%減の218億円程度ということを目標にいたしておるわけでございますが、これは行政改革実施プランの指針等を考慮して設定したものでございます。今後とも行政改革を大胆に進め、コスト意識を反映した予算、また市民・地域のニーズにきめ細かく対応できる、こういっ

た予算を基本方針といたしておるところでございます。こういったなかで限られた財源の中で、的確な事務事業評価を行い、優先順位の高いものから選択と集中を行い、市民ニーズに応えていきたいというふうに考えておるところでございます。このための一つの手段として、予算枠の配分方式を取り入れ、市民ニーズを的確に捉えやすい各担当部局に一般財源の配分を行うことにより、従来からの予算編成方針等による一律削減などといったことではなく、各部局の考えによって事業の重点化、また、新規事業の導入もスムーズに行えるものと考えており、十分に理事者としてもこの意見を踏まえて、予算編成に臨んでいきたいというふうに考えておるところでございます。当然、事業評価を行うわけでございますので、削減・廃止、あるいは統合しなければならないような事業もあろうかと存じます。また、優先順位の高い事業からの実施ということになってまいりますので、複数年での事業実施、また、次年度以降への事業の先送りも出てくるような状況もあるというふうに思いますので、ご理解を賜りたく存ずる次第でございます。

次に、補助金や施設の管理委託費などについて、見直しが必要と考え、また、条例の見直しも含めてということでございますが、私はこの行政改革大綱に基づいて持続可能な財政運営を行っていくのが必要であり、そのために最大限の努力と工夫が必要であるというふうに考えております。こういったなかで何度も申しますが、予算編成方針でも厳しい内部努力、そして聖域なき見直し、新たなるニーズに的確に対応すること、こういうことを基本といたしておりますので、当然、事業の改善、また、事業実施に伴いまして条例改正等の必要があれば、条例の改正も行っていかなければならないとこのように考えておるところでございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

こういったなかで、本年8月に実施しました組織再編についての見解でございますけれども、私は今回の枠配分方式を来年度の予算編成の中で取り入れておるわけでございますけれども、このことにつきましても、この8月の機構改革、組織改編を十分に生かすなかで、この方式が導入できたというふうに考えておるところでございます。今後、行政改革の対応できるこの組織につきましても、このことで、実現がさらに進められるというふうに考えておるところでございます。こういったなかで職員の意識改革も進んできた、また部局間での連携も密になってきたというふうに感じておるところでございますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また、監査委員さんの指摘につきましてのご意見がございました。当然、各種補助金の執行・支出につきましては法令・条例・規則・要綱など十分なチェックした上で交付する、また、実績報告などの提出も確認した上で執行することは当然なこととございまして、今後とも、この適正な執行に努力をしていきたいと、このように考えておるところでございますのでよろしくお願いを申し上げます。

また、地域力再生につきましてのご質問がございました。

議員ご指摘のとおり、今、行政だけでこの地域活性化が図られるわけではございません。当然、市民の皆さん方と共に考え、共に行動する、こういった施策の推進が重要な要素で

あるというふうに考えておるところでございます。たいへん厳しい地域経済、また地域環境でございます。こういったなかで国、また、京都府におきましても、この課題につきましては重要事項として位置づけていただいております、こういったなかで国・京都府等とも連携を強めながら、また市民の皆さん方のご理解や、また、ご尽力を賜るなかで、各種の施策を推進していきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、女性の館につきましての補助金につきまして、財団法人南丹市園部国際学園都市センターから、女性の館の指定管理者から除外についての申し出を受けまして、来年度から指定管理者制度からの除外をすることを決定し、申し出に対する回答をいたしておるところでございます。それを受けまして、財団法人南丹市園部国際学園都市センターにおきまして、理事会・評議員会が開催され、助成金について全額返還するということが妥当であるという結論に達せられまして、この女性の館運営補助金は旧園部町から引き継いだ南丹市に、返還についてのお申し出を受けておる、今、現状でございます。市といたしましても、財団法人南丹市園部国際学園都市センターからのお申し出のご意向に沿って、返納を承認する方向で、現在、調整中という状況でございますので、ご理解を賜りたく存じます。

以上、答弁といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

岸上副市長。

○副市長（岸上 吉治君） おはようございます。

20年度の予算編成と財政計画についてというなかで、子育て支援施策について改革という言葉があるが、どのような改革を考えておるのかというご質問でございます。

子育て支援策につきましては、総合振興計画にも掲げられておられて、定住促進等にとって重要な施策と認識をいたしておるところでございます。総合振興計画の実施計画の策定に伴い、それぞれの事業につきまして事業評価を行っておるところであります。その事業評価に基づきまして、優先順位等をつけまして、総合的に判断した中で事業内容の変更や、あるいは事業の統合、事業評価が低いものにつきましては廃止をして、新たな子育て施策に財源を充当するなどの改革を行い、限られた財源の有効活用を図ってまいりたいと、こんなふうに考えておる改革でございますので、ご理解を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

松尾議員。

○議員（21番 松尾 武治君） ただいま答弁いただいておりますけれども、まず、優先順位をつけて、今回の事業についての見直しというか、一時遅らすとか、そういった方法をとるといことですのでけれども、優先順位をどのように市長、見ておるのかと。これは当然、市長がこのような事業をするという形の中で進められておりますので、これは各部長に任せることではなく、市長がこの財政厳しい状況の中で、何を遅らせ、何

をすぐにやるということを考えておられるのか、その事業について、明確にご答弁いただきたいというふうに思いますのと。

6. 8%という数字が具体的に出ております。これは本年度であれば240億の予算を組んでおります。しかし、その中でどうしても削減できない部分、これは当然、今、私が数字を述べるまでもなく、市長は当然ご存知やというふうに思いますが、そのものを除いた残りで6.8ということじゃなくて、総額の6.8を切るということになれば、かなりどうしても切れない部分に対する比率が高くなるというふうに思いますが、その部分について、どのようなお考えを持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

それと、今、岸上副市長のほうからいろいろな思いを聞かせていただきましたけれども、要するに財源は減らさずに、いわゆる施策の整理等をするということと理解させてもらったらいいのか、そのことについて改めてお聞きしておきたいと思っております。

それと、18年度の国保の会計を見ますと、歳出総額が34億1,000万円で保険の給付額が22億7,000万円、老人保健の拠出金が6億3,000万円、老人保健の方を少し見ますと、歳出の総額が41億1,000万円で、医療給付金が40億円という数字になっております。これは年々増加する数字となっておりますが、この両会計が、いわゆる一般会計の影響がかなり大きいというふうに思っております。私どもが常任委員会の中で、先進地視察をしております静岡県の小山町では、こういった医療費の削減ということで先進的な事例で取り組んでおられますが、特に老人医療の問題について、健康づくりということを中心に全を出されまして、約2割の削減をされまして、小山町の財源でいきますと、約2億円の効果があったということが行われております。本市において、これをそのまま考えてみますと、約8億円の効果があるということになっております。これぐらい国保と医療というものについては、たいへん切っては切れない密接な関係にあるところだというふうに私は認識しておりますが、8月に行われました組織再編で福祉部に関わります、それぞれの所管を分割をされております。これは細かく言わなくても、それぞれの課の配分はご存知やと思っておりますので言いませんけれども、特に国保医療課と健康課、この課の連携っていうものが、いわゆる医療費の削減にたいへん効果があると。そういうことで京都市さんも早く、昨年でしたかね、一体的な部局の中に組み込まれまして、この医療費の削減に取り組んでおられます。にもかかわらず、南丹市の場合は、敢えて健康課と国保医療課を別の部の中でやっておられます。当然、私は先ほども市長の答弁でありましたが、部の横のつながりが密接にできたというふうに言われておりますけれども、これは一つの部長の下で一体的にやるべきものであり、8月の改革は何か仕事の量によって割り振りをしたのかなというような思いがいたしますが、やはりこういった重要な施策について、私が自分なりに考えておれば、環境課といわゆる市民課については一つの、当然、部の中でやれることですが、国保医療課、社会福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、健康課というものは一体的にやることによって事業効果ができ、財源の削減につながるということになりますが、ここの点について、改めてお伺いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、ご質問にお答えいたします。

ただいま優先順位、当然、この予算編成の中でたいへん重要な要素になってまいります。現在、枠配分方式の中で、各担当部局の中で検討を今、いたしておるところでございます。当然、最終的には理事者の判断によって、その優先順位をつけていく。当然、これは今日までの行政の経過、また、今後のまちづくりの方向性、いろいろな観点から検討し、その優先度の高いものからつけていくといった形になってまいるというふうに存じますし、当然、理事者としての私どもの判断の中で、こういうことは決めていかなければならない、このように考えておるところでございます。また、19年度当初予算に比べて6.8%の減、ご指摘のとおりでございます。たいへん厳しい状況の中で、やはり将来的な展望を踏まえて、これだけの厳しいことをやっていかなければならないという強い思いで、こういうふうな数字を出しております。こういったなかで、たいへん苦慮しておることも事実でございますけれども、やはり南丹市の将来、健全なる財政、また、こういったなかでの行政運営を両立するためにも、このなかで努力をしていかなければならないという強い決意を持っておりますので、ご理解を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

また、国保、老健、それぞれの中で医療費の増大というのは本当に大きな課題となっております。こういったことも当然南丹市の財政の中で大きな負担になっておるわけでございますし、先ほどございました先進事例をご紹介いただきましたけれども、こういうことも十分に検討するなかで、南丹市にとってどういうことができるのかということも、今後とも十分な参考にさせていただき、努力をしていかなければならないと、このように考えておるところでございます。また、そういったなかで組織につきましてのご意見を賜りました。私も本年8月に、ああいった形で実施をさせていただきました。ただ、これはやはりそれぞれの行政ニーズ、また仕事を進めるなかで、これが万全であるとは決して思っていないし、今後とも組織の再編強化、さらに進めていかなければならない、これは大きな、これも課題であるというふうに考えております。それぞれのご意見を、また、賜れば幸いに存じておりますので、今後とものご意見や、また、ご指導をよろしくお願いを申し上げます。

また、子育ての支援施策につきまして、財源的に減らさずに、これを構築するのかということでもございましたが、私はこういうことも含めまして事業の総合的な評価を十分にしていかなければならない、こういったなかで、当然、先ほど副市長が答弁申しましたように、改革という言葉は先ほど申し上げました事業の統合、また、事業の評価の低いものについては廃止も含めて点検していく、こういうことが重要である。今、この中身につきましての検討を続けておるところでございますので、ご理解を賜りたく存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

松尾議員。

○議員（21番 松尾 武治君） いわゆる優先順位については各部から挙げてきたものについて、最終的に市長の判断で行うということですが、このことについては、これは市長の思いやから、それは致し方ないと思いますけれども、やはり市長自らが何をやりたいのかということ、これが何をやることによって、市民のための幸せな市づくりができるんだということの観点からいくと、まず優先順位については、市長が一定の方向を示すというのが、私は本筋だというふうに思いますので、できたら市長の思い、大筋でよろしいので、聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、子育て支援の策については、南丹市は特に一般財源を使って手厚い施策が旧園部町の時代から行われておりましたけれども、このことが先ほどの副市長の答弁の中にもありましたように改革という言葉の中で一定の見直しをしたり、統廃合を考えたりと、統合したいというような答弁でしたけれども、何を今、具体的に副市長の思いの中に、どのような事業が想定されているのか、聞かせていただきたいという以上の2点について、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただいま優先順位につきまして、ご質問がございました。あと福祉の関係は副市長から。

当然、これは日々の仕事の中で、業務の中で私も、部課長をはじめ職員と意見交換をしておるわけでございますし、私の思い、また、市としての方向性、これは常に話をしており、そういった意向を踏まえて、今、取り組んでいただいておりますというのが実際でございます。当然、予算編成方針の中でも大枠につきましては述べておりますし、今後、各部署で十分な精査をしていくなかで、私どもの優先順位というのも自ずから意見交換をする中で、これが定まってまいるというふうに考えております。ただ、先ほどらい申しておりますように決定するのは私どもでございますので、責任をもった対応を、これからもしていきたいと、このような思いでございますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

岸上副市長。

○副市長（岸上 吉治君） 先ほども答弁させていただきましたが、子育て支援は佐々木市長の重点施策の大切な一部分でございます。20年度の重点施策の一つとして、安心して子どもが育てられるような市独自の制度を改革しながら継続をしていく、さらに子育て相談業務の充実など、地域全体での子育てを支援していくと、こういったことを考えております。具体的にそれじゃあこうして、どれを統合して、どれを外すというような時点まで、まだ進んでおりませんし、今、その大切な時期を迎えております。この辺りを十分に精査しながら、大切な子育て支援を続けていきたい、こんなふうに考えて

おりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

松尾武治議員の質問が終わりました。

次に1番、仲絹枝議員の発言を許します。

○議員（1番 仲 絹枝君） 皆さん、おはようございます。

議席番号1番、日本共産党・住民協働市会議員団の仲絹枝でございます。議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして後期高齢者医療制度、障がい者施策について質問いたします。

来年4月から後期高齢者医療制度が始まります。今、この制度の中身が明らかになるにつれて、高齢者や自治体、医療関係者などから批判の声が上がっております。すでに南丹市では2回にわたり、広報なんたんで住民に知らせてはおりますが、この制度が十分に理解されているのか、少し疑問が残ります。この制度について、私なりに理解し、問題だと思われる点について申し述べたいと思います。

まず、一つ目ですが、保険料の問題です。75歳以上の人は今加入している医療保険から脱退して、高齢者だけの医療保険にすることで徴収される保険料は、今まで納めてきた額より高くなると考えられます。仮に制度スタート時には保険料を低く抑えられたとしても、保険料額が2年ごとに改定されるなかで、医療給付費の増加や、後期高齢者の人口増に応じて引きあがる仕組みになっております。この保険料の徴収方法は特別徴収といった介護保険料と併せての年金天引きとなります。以前、介護保険料の年金天引きが実施されたときには、年金から天引きすることを認めた覚えはないなどと、住民の方からお叱りをうけたことがございます。年金生活者にとっては、受けとる年金額が減らされる厳しい制度だと思えます。また、年金が月1万5,000円未満の人や介護保険料と併せた金額が年金の2分の1以上になってしまう人は、普通徴収という窓口納付になります。問題なのは支払いたくても支払えない人からも、保険証を取り上げようとしていることでございます。老人保健制度では保険証の取り上げが禁止されていましたが、今回の後期高齢者医療制度では、滞納者に対する機械的な資格証明書発行が行われようとしております。低年金、無年金の方にとってはとても冷酷な制度だと思えます。

二つ目の問題点として、過酷な保険料の徴収の一方で、保険で受けられる医療の内容が、差別や制限がされようとしていることでございます。後期高齢者の診療報酬、医療の値段とでも申しましょうか、包括定額制となります。一人ひとりの医療上の必要性にきめ細かく対応するのではなく、高齢者の保険の使える医療に上限をつけてしまうということで、医療内容が制限されることとなります。手厚い治療を行う病院は赤字に追い込まれてしまうようなことも起こってきます。75歳以上の高齢者への保険医療を制限し、医療給付の抑制を図ることを制度導入の狙いとしている政府は、ほかにも70歳から74歳の窓口負担を1割から2割へ引き上げようとしていましたが、これは1年先送りされました。人は誰でも年をとり、若い頃は元気でも高齢になれば様々な病気が出てきます。医療費がかか

るからといって、高齢者を邪魔者扱いし、高齢者の暮らしや健康を破壊するような元厚生労働省幹部やメディアなどが姥捨て山と呼ぶような、こういった制度に対する市長のご所見をお伺いしたいと思います。

また、来年実施に向けて、すでに広報なんたんで住民にこの制度を知らせていますが、保険料の告知、保険証の交付、保険料の減免制度の詳細を教えてくださいたいと思います。経済的な理由で保険料が払えない場合の対応も、併せて伺います。

12月1日に広域連合議会が開催され、保険料などを定める条例案の審議では、この制度への批判や制度の中止、保険料負担の軽減などを求める意見が多く出されたとお聞きしています。議案採決では議員の3分の1近くが反対したということですが、京都府の平均保険料は、ほかの府県より高いとされる原案は可決されました。請願や意見書が複数提出されたなかで、高橋議員が提出者のお一人でもある改善等を求める意見書が賛成多数で可決されたということです。この意見書について、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、障害者施策について、質問いたします。

今年3月に「南丹市障害者計画及び第1期障害者福祉計画」が策定されました。計画策定にあたっては、障がいのある方へのアンケート調査や福祉事業者や障害者団体へのヒアリング調査が行われてきました。策定に関わってきた一人として、福祉のまちの実現、障がい者福祉の充実を図っていくために、たいへん責任を感じております。そこで市長にお尋ねいたします。この計画が来年度の予算編成にどのように反映されるのか、具体的な中身でご答弁をお願いします。

まず、一つ目に障がいのある子供たちの療育について、お伺いします。

障がいの早期発見、早期療育のためには検診や相談事業は不可欠です。また、障がいのある子どもさんにとっては、日常生活訓練や運動機能などの訓練が必要になります。早期療育体制の充実、障がい児通園事業の充実のためにも、現在のつくし園への療育の強化の声があがっております。そのためにも早急に移転を含めた改善策が必要だと考えます。利用者にとっても、職員にとっても使いやすい施設でなければならないと思います。今後の改善計画をお示しいただきたいと思います。

二つ目に障がい者の放課後や長期休業中の生活保障の施策について、お伺いします。

障がいのある子供たちが持っている能力や可能性を最大限に引き伸ばすためには、保育や療育、教育などの内容の充実が求められています。この地域では丹波養護学校がその役割を担っております。そんななかで子供たちの放課後や夏休みなどの長期休業中の生活を豊かに、安心・安全な生活ができるよう活動の拠点を確保し、子供たちに様々な体験活動の場や機会を提供することが求められております。市としての施策・支援策を伺います。

三つ目に障がいのある人が地域で暮らしていくための基盤整備について、お伺いします。

生活の基盤となる住宅は、障がいのある人だけでなく、すべての人にとって快適なものでなければなりません。住み慣れた地域で暮らしたい、住み慣れた居宅で住み続けたいといった思いは皆さん同じだと思います。福祉計画によりますと、住宅の改修、設計、設備

など障がいのある人に配慮した住宅などの整備促進に努めるとなっております。具体的な施策をお示しいただきたいと思っております。また、計画の中では障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設入所者を地域生活へ移行する目標値も定めています。平成23年度の目標値を、現在の全入所者のうち、施設入所からグループホームやケアホームなどへの移行者数を7人としております。地域で障がいのある方が、暮らしていける基盤整備が必要と考えますが、市長のご所見を伺います。

最後に相談体制の充実について、伺います。先日、亀岡市で障がいのある長女と父親の無理心中事件がありました。新聞報道によりますと、施設利用料の滞納なども明らかになっていますが、死を選ぶに至った父親の悩みは、結果として周囲に届かなかったとしております。市の障害福祉課は、障がい者の福祉サービス利用額の伝票と本人や家族からの相談内容の記録を個別に保管しているということですが、この父親が悩みを相談した記録は一切残っていないということでした。障がいのある家族を介護する人に対する精神的なケアは方策があっても、当事者の申し出が前提になり、今回のケースのような悩みを訴える術を知らない人を、いかに救い出していくかが大きな課題だと、亀岡市の職員がコメントしています。人事ではありません。このような身近なところで起きた痛ましい事件報道を見聞きした一人として、南丹市の障がい者本人、その家族の方にとって、福祉の拠点となるような機関が必要と考えますがいかがでしょうか。先ほど申し上げたアンケートの中の、障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと、この問いに對しまして相談体制の充実を多くの方が挙げておられました。ぜひこういった皆さんの声や要望を反映した福祉施策を提案していただきたいと思っております。

以上、申し上げまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは仲議員のご質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度につきましてのご質問をいただきました。

この制度は今後、高齢化の進展に伴い、医療費の増大が見込まれるなか、国民皆保険制度を持続可能とするために負担能力を勘案しつつ、現役世代、そして、高齢者で支えあう仕組みとして導入されたというふうに理解をいたしております。このことによりまして財政責任が明確となるとともに、広域化によるレセプト審査をはじめとする事務処理の共同化、電算システム改修費などの節減など、市町村の負担軽減にもつながって、また、安定的な保険財政の運営が図られるものというふうに考えておるわけですが、本制度については国会において、医療改革の関連法の審議の過程でも様々な論議がされたところであり、また、高齢者医療の負担のあり方について、検討が行われてきた与党のプロジェクトチームにおいても世代間・世代内での公平性、また、制度の持続可能性の確保、また、財政健全化との整合のほか、給付のあり方についても引き続き検討をされていく、ということをお聞きしておりますので、その動向を注視してまいりたいというふうに考えて

おるところでございます。また、12月1日に京都府後期高齢者医療広域連合議会が開催され、後期高齢者医療に関する条例が可決されたところであります。また、この制度につきましては議員ご指摘のとおり、市民の皆さん方に十分に説明をしていかなければならない、こういったことを実感しております。これから来年4月の実施に向けて、リーフレットの配布、また、広報紙への掲載等々、引き続き詳細な情報を市民の皆さま方に提供し、制度の周知を図っていきたいというふうに考えております。どうぞご理解、ご協力を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

また、保険料の滞納者についての対応はどうかということでございますけれども、制度的には国民健康保険と同様に、滞納者への接触の機会を増やすために短期被保険者証、また、資格証明書の交付をするということになっております。しかし、資格証明書の交付につきましては高齢者の医療を確保する観点から、納期限から1年間滞納していることをもってということになっておりますけれども、滞納者と接触する機会を増やして、保険料納付についての理解を求めるなど、個々の被保険者の状況に応じた、きめ細かな納付相談を行うなかで、適切な運用をしていかなければならないというふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

なお、この12月1日に京都府後期高齢者医療広域連合議会におきまして、意見書を取りまとめていただいたわけでございます。こういった内容につきまして、私どもといたしましても国に対して、必要に応じ、より良き制度の構築を目指して要請をしていかなければならないというふうに考えておるところでございますので、今後とものご理解、また、ご協力を賜りますように、お願いを申し上げます。

次に、障がい者施策につきまして、ご質問をいただきました。

当然、南丹市障害福祉計画の中で、子供たちの療育の充実を図るための施策として個別施策展開の中で、障がいのある子どもを生き生きと育むという項目の中で、健康診断等により障がいの早期発見を図るとともに、適切な療育を実施する体制整備の充実を図ることとしておりますし、母子保健事業の推進、また、早期療育体制及び療育事業の充実を掲げておるところでございます。相談、早期支援、療育が一貫して支援できるような総合的な施設の設立も検討が必要であるというふうに考えておるところでございます。なお、この障がい者施策全般につきまして、20年度予算編成について具体的にどうかということでございますけれども、現在、このことにつきまして、鋭意、検討を進めておる段階でございますので、ご理解を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

なお、障がいのある児童の放課後、また夏休みの長期休業中の生活を保障するための施策につきまして、自立支援法の施行に伴いまして、昨年10月から南丹市におきまして地域生活支援事業として、日中一時支援事業、また、サポート事業により障がいのある児童の放課後、また、休日等の支援を行っておるところでございます。また、夏休みの長期休暇期間中につきましては、口丹心身障害児者父母の会が実施していただいております季節療育事業への支援を行っておるところでございます。しかしながら、放課後、また、長期

休暇につきましては、市内の福祉サービス事業所だけでは十分とはいえない状況でございます。こういったなかで放課後につきましては、丹波養護学校における活用ができないか、今、京都府とも要望し、また、協議をさせていただいておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、障がい者の方々が住み慣れた地域で暮らせるための基盤整備につきましては、誰もが暮らしやすい居住環境づくりが提唱されております。そのなかで障がいのある方の生活を支援するために、福祉医療との連携を図るとともに、公営住宅におけるバリアフリー化及び住宅改造による経済的な負担を軽減するために、この利用促進につきましてはの市広報等による周知も、今後、進めていかなければならない、このように考えておるところでございます。また、ご指摘いただきましたように障がい者自立支援法では、入所施設から地域生活への移行を推進しておるわけでございます。障がいのある方が住み慣れた地域での暮らしを支援するために、グループホーム等の基盤整備につきましても検討を進めていかなければならない、このように考えておるところでございます。

また、先ほど事例の紹介もございましたが、障がい者の方々がご相談をいただけるような体制づくり、これは当然、市役所本庁・支所で気軽にご相談をいただけるような場をPRしていく、こういったことも重要であります。当然、地域の身近な所に市民の相談窓口、また、ふれあいの場としての拠点施設の設置が求められておるのが現状でございます。こういったなかで自立支援法の施行に伴いまして、市町村が事業実施主体となります地域活動支援センターにつきましては、美山共同作業所に併設して、19年度に設置をさせていただいております。この施設は障がいのある人はもちろん、誰もがいつでも参加でき、また、相談やふれあい、生きがいつくりの拠点としての施設であります。現在は本年4月に新事業体系に移行されました美山共同作業所の併設の1ヵ所でございますけれども、今後は新事業体系への移行を勘案しながら、旧町ごとの設置も考えていかなければならない、いうふうに存じておるところでございますので、今後とものご理解、また、ご協力を賜りますようお願いし、答弁といたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

仲絹枝議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） ご答弁ありがとうございました。

この制度に関してですけれども、医療関係者の方にいろいろご質問させていただいております。本心から言うと、この制度賛成できない、本当にひどい制度だといった多くの声を聞かせていただいております。市長の思いは分かりましたが、具体的に広報のあり方、また、保険料額の今後の告知の方法なんですけれども、リーフレットなどを配布し、広報していくっていうことでしたけれども、この医療制度の下で対象の方、実は障がい者の方も含まれております。65歳から74歳の方が対象になるわけでございますが、この制度を周知するにあたり、非常に困難なケースなんか出てくるかと思いますが、具体的にどのように対応をされるのか、周知徹底していくのか、ただ、もうむげに保険料をとってしまうの

か、ちょっと心配でございます。この制度の根本的な財源の問題なんですけども、実はこれ国や府や市町村、5割、若い世代、私たちのような若い世代、支援金という形での4割、高齢者ご本人たちの1割で賄われている制度でございますが、こういった若い私たちの、別立てて給料明細に支援金という形で明細として残っていくのかどうか分かりませんが、そういった南丹市民全体にこの制度によって、皆さんはこうなっていくよ、というふうな親切な広報の必要性があるのではないかと思います。ていうのは、いろいろ税金が上がったときには苦情のお電話とか、担当課の方が対応に追われたようなこともお聞きしていますので、その辺を、広報のあり方を根本的に住民目線で親切な広報をしていただきたいなと思います。

福祉問題ですけども、療育の場としてのつくし園に対して、今後、検討していくっていうことかと思っておりますけども、本当に利用者にとって、これまで随分辛抱されてきたのかなと思っておりますので、何としまして20年度には、皆さんにとって利用しやすい施設になるよう要望しておきたいと思っております。

重ねて、福祉計画っていうものができまして、私ども委員の一人でしたので、すでに冊子は頂いておりますけども、この福祉計画を作ったメンバー、委員会を今後、発展、別の形で発展していかないと、この福祉計画というものが絵に描いた餅のようなものになってしまうかと心配しております。今後、この委員会をどのように発展させ、この福祉計画をどのように実施、実現していくのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

アンケートの中に、災害時の避難誘導體制に対する整備を求める声なんかも多く上がっております。19年3月、地域防災計画というものができまして、私どもも頂いておりますが、19節に自主防衛組織整備計画というなかに、独居の高齢者や障がい者などの災害時要援護者の把握と、避難時の援護者を明確にする、こういったことが書かれておりますが、具体的にこういう作業が進んでいるのかを、まず、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 答弁をいたします。

後期高齢者医療制度につきまして、先ほどのご質問の中にもございましたが、介護保険の導入時についても、たいへん保険者の皆さま方のご理解を得るのに努力をいたしたところでございますし、こういったなかで、たいへん十分にご理解をしていただけるための努力ということを、やはり市役所としても十分にやっていかなければならない、このように考えております。こういったなかで、また、国・府の中で、また、広域連合の中で、また、いろいろな討議もしていただいておりますけれども、残された期間がもう半年ありませんので、こういったなかでより効率的に、また、より親切にPRをさせていただき、ご理解をしていただけるような努力をしていかなければならない、このように考えておるところでございますし、こういったなかで、障がい者の皆さん方も対象者になるわ

けでございます。あらゆる機会を通じて、このご理解をいただくために努力をしていきたいとこのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に障がい者福祉計画、当然、福祉計画が立案できて、これでいいということではありませんし、これからどのように具体的にやっていくのか、また、このような推進の中でいろいろな見直しも図っていかなければならない、また、先ほど申し上げましたように、予算編成の中にも組み込んでいく、こういった努力をしていかなければならないということでございます。こういったなかで、ただいまご指摘のいただきました災害時のことにつきましてご意見を賜っておるわけでございますが、こういったなかで、こういうふうな課題について対処していく、こういったなかで実りあるこの福祉計画の推進、実施を心がけていきたい、この手法につきまして、今後ともいろいろな検討を進めるなかで、その実現に努力をしていくこういった決意でございますので、また、ご指導やご叱正を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

仲絹枝議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） 最後の質問をさせていただきます。

この後期高齢者医療制度に関しまして、滞納者に対する対応ですけれども、いろいろ相談にのるといふこと、先ほど市長、答弁されておりましたけれども、明確なご答弁いただきたいと思えます。資格証を交付するかしないか、1点、明確な答弁お願いします。

あと、福祉計画の下で相談体制の充実というのが、今後、本当に求められていくと思えますが、その辺でいろんな方から、できれば身近な所で専門的な相談にのってほしいとか、いろいろと福祉分野での利用がしたいとか、そういった声があるときに、本当に支所機能が問われていくかと思えます。その辺で、今後、組織改編もされましたので、この福祉担当を各支所の中でどういった形で住民さんに返していくのか、身近な支所で相談にのってほしい、こういった声にどう応えていくのかをご答弁いただきたいと思えます。

そして、要望にもなるんですけれども、この計画ですけれども、まだまだ関係者の方すら、できたことすら知らないってことで、ちょっといろいろお聞きしているなかで、やはりこの計画が出来たことで関係者の方とかに報告であったり、説明の必要性があるかと思えますが、今後、こういった福祉計画に対する説明会などが予定されているのか、そういったこともご答弁いただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 後期高齢者医療制度での資格証明書の件でございます。

これは国民健康保険と同様に規定されておるわけでございます。先ほどの答弁でも申しましたように、被保険者の方の状況に応じた、きめ細かな納付相談を行う、こういったなかで、このことにつきましてはできる限り短期被保険者証を出していきたいと、このように考えておるところでございます。現在の中、まだ制度発足をいたしておらないという現

状でございますので、今後、様々な観点からこの辺は考えていかなければなりません、利用できないようなシステムにするというのは、やはり、たいへん問題が多いと思います。こういったなかで、被保険者の方の状況にも十分ご相談にのれるような体制づくりもしていかなければならない、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、福祉計画につきまして、先ほども申しましたように、立てるだけではこれは何もならないわけでございます。実現性に向かって、先ほども申しましたように、それぞれのところで努力をしていく、また、こういったなかで市民の皆さま方への周知につきましても今後とも努力をしていかなければならない、このように考えておるところでございます。また、福祉の相談につきまして、当然、本庁・支所連携を強めるなかで、こういった形で対応していくのか、十分な工夫をしながら市民の皆さん方のニーズに応えていきたい、このように考えておりますので、今後とものご指導、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁いたします。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、仲絹枝議員の質問が終了しました。

ここで暫時休憩とします。

11時25分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前11時12分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に24番、吉田繁治議員の発言を許します。

○議員（24番 吉田 繁治君） 皆さん、ご苦労さんでございます。

議席番号24番、丹政クラブの吉田でございます。

議長の許可を得まして、通告案件、市の財政問題、鉄道交通問題、教育行政関係につきまして、順次、お尋ねをいたしたいと存じます。多くの質問もございますので、できるだけ簡略にお尋ねをいたしたいと存じておりますので、失礼な点、また、不十分、不適切な点もあろうかと存じますが、よろしくお願いいたしておきます。

あっという間に師走の候となつてまいりました。お互いに多忙を極め、本当に時間、日時の経過を早く感じる今日この頃でございます、一定、時間が止まってくれないかなあと思うような昨今でもあります。

最初に一言、お許しを願いたいと存じますが、南丹市の平成19年度の諸施策が懸命に遂行中でありまして、見守るところであります、過日、認定されました平成18年度一般会計歳入歳出決算は、財調基金の取り崩し等の課題もありましたけれども、実質収支6億5,719万円余りの黒字決算でありまして、府下でも上位の決算結果を見ましたことは、ご同慶に存じますとともに、このことは市長はじめ、理事者関係者の行財政改革を念頭に置かれての効率的な財政運営の結果であると存じまして、改めて敬意を表しておく次

第であります。

それでは、市財政問題について質問をいたします。

12月となり、いよいよ平成20年度、いわゆる翌年度の、これは市として南丹市として、3年目の事業年度であります。この当初予算編成の作業の時期となったと思います。さる11月20日付けの新聞紙上に、南丹市としての20年度の一般会計当初予算の編成方針が発表されました。本年度の当初予算に比べまして、6.8%減の218億円余りの目標を設定されております。そして、各部局に上限を設けまして、財源を配分する枠配分方式を新たに導入され、経費の削減を図るため、従来の積み上げ方式を変更されると発表されておりましたが、この枠配分方式に変更されました基本的な見解がいかがであるか、まず、伺いをいたします。

次に合併して、はや3年度目の予算編成を向かえまして、いわゆる合併、すなわち、その産みの苦しみからは、まだ抜け切れないとは言えないまでも、いよいよ市政発展の基礎となる年度であろうかと思えます。そうした位置づけは誰しも認識するところであり、市を取り巻く様々な課題は多くありますが、南丹市の均衡ある発展のため、市長としての佐々木カラーを、やっぱり存分に発揮される、力強く発揮していただきますということ念頭に、期待する一人であります。何としても市長の豊かな感性を力強く、最高責任者として発揮されることが、市民に充足感を与えることであり、私達も立場を踏まえまして、最大限のご支援を惜しむものではないことを申し添え、市長のご所見を承りたいと存じます。

次に、予算の編成には申すまでもなく、健全な歳入見込み、特に自主財源の確保・増強が根幹であろうと存じますが、そうした自主財源の20年度、翌年度の見込みはどのように見ておられるのか、伺います。

四点目として、国との関係であります。

改革なくして成長なしとの政策により、行財政構造改革、特に三位一体改革の推進などによりまして、結果的には都市と地方の財政力格差は歴然となりました。まさしく地方切捨て政策であったと言っても過言ではないのかと、私は考えております。時間の関係もあり、また、ご高承の方ばかりでございますので、多くは触れませんが、地方自治体にとって地方交付税の減額や、他の税源委譲の推移は最大の関心事であり、翌年、すなわち20年度の予算編成にも直接影響いたすことは必定であると存じます。近々の状況見通しについて、お尋ねをいたしておきます。

次に、南丹市としての財政改革、効率的運用の中で、公債費をはじめとする義務的経費、特に人件費の総額抑制は、避けて通れない喫緊の課題であろうと存じます。ラスパイレス指数は87%を割る、府下でももっとも最低のラインであり、人事院の勧告も若干アップの情勢下にあつて、次年度の人件費の抑制は、かなり厳しいとの思いをいたしますが、避けて通れない喫緊の課題として、20年度の方策はどのように基本的にお考えになるのか、伺いをいたします。

同時に、翌年度は公債費や義務的経費やありますけれども、公債費の償還がピークになること、また一方、財政調整基金がたいへん厳しい実態に陥ることは、避けて通れないと思います。このような現状を予算編成上、どのような見解に立っておられるのか、承っておきたいと存じます。

財政問題の最後として、予算編成の基本方針を従来の積み上げ方式から枠配分方式に変更され、市の行財政実施プランによって予算の編成作業が進められるとしても、やはり既存事業の縮小や整理、見直しが図られることは必然であり、市民や地域のニーズにどう答えられるのか、見解を伺っておきます。

次に鉄道による交通対策、すなわち園部駅以北の複線化の延伸について質問いたします。

この問題につきましては、この場所でこの問題に絞ってというのは、私をはじめではないかというように思っております。そうしたなかで、待望いたしております園部駅まで、いわゆる嵯峨野線の完全複線化工事が約1年近く遅れると、近々発表されましたことは、誠に残念であります。利用者はもちろん、地域の活性化のためにも影響は大なるものと存じます。難工事の区間や諸般の事情があることは一定、理解をいたしますが、今後、JR当局の一層の努力、また、関係者の適切な対処等によりまして、1日も早く完成することを切望いたすところであります。この件につきましては深く触れませんが、遅れましても完成いたすことは当然ながら、既成の事実であるということであります。そうした状況の中、園部駅までの複線化が完了すれば、やはり園部駅以北、綾部までの複線化の要望が一層強まることは必然のことであります。特に、園部以北の同じ南丹市内の住民の利便性の向上はもちろん、人口の増加等の策も含めまして、南丹市の均衡ある発展を図る上においても、園部以北の複線化の促進は不可欠な事業であると、私は強く思っております。京都府を縦貫する山陰線、鉄道網の改善は関係住民の長年の悲願であります。今般、嵯峨野線の複線化の完成が遅れる状況下ではありますが、時期尚早とは言わずに、三促進協の、なお一層の活動は当然ながら、やはり京都府との連携を密にさせていただきまして、市長が先頭に立っていただきまして、関係先に対しまして、強力に要望活動を進めていただくべきだと、関係地域住民に代わりまして強く訴えますが、市長の前向きなご答弁を期待いたします。

なお、嵯峨野線の複線化完了を契機としまして、ダイヤの改正等によります増便の要望、接続する、いわゆる待ち時間の短縮、直通列車の増便、また、同じ南丹市内の胡麻駅までの増便などを住民等しく期待をいたしておりますが、それらに対する要望活動の実情は、現状はどうであるのか、伺っておきます。

併せまして、JR西日本が昭和63年に経営基盤を強化する方針で、アーバンネットワークという営業圏域名称を設定されました。ちなみに山陰線では、園部駅までが圏域であります。そうした圏域に経営投資を集中いたしまして、営業基盤の強化を図るということでありますが、このアーバンネットワークと言われる圏域を南丹市域に拡充していただくこと、そのためにも、京都支社管内への、福知山支社管内から京都支社管内への組織変

えについても、大きな要望事項であると存じますが、それらにつきましても市長の見解を承りたいと存じます。

最後に、教育長に2点お尋ねをいたします。

先に一言触れさせていただきますが、先般、牧野教育長には永年の教育功労が認められて、京都府教育功労賞の荣誉に輝かれました。誠におめでとうございます。遅まきで失礼ではございますが、一言敬意を表します。今後、このことを生かされまして、なお一層、ご精進をご期待申し上げます。

それでは質問をいたします。まず、1点目は市内4中学校の代表によりましての少年の主張南丹市大会をPTAはもちろんのこと、私たち一般住民も参加し、身近な生徒の主張を身近に聞く大会を開催されてはと提言いたします。以下は若干、新聞記事を大半お借りいたしますが、何でもないことに文句を言う。ちょっとでも不手際や落ち度があれば、ここぞとばかりに攻め立てる。攻撃的な人、高圧的な物言いの人が増えていると言われる世相の中、我慢が足りず、自己中心的だとのイメージを中学生に抱いておりましたが、過日、京都市内で開催されました少年の主張、京都府大会で、その思いが一変したと書かれてありました。代表15人ではありましたが、家族の絆、将来の夢、地球環境の問題など、体験に基づきひたむきに生きている姿が直に伝わってきたと書かれておりました。時間をとりますが、1例として舞鶴市城南中3年の塩見健太君は小学生の頃、相次いで両親を失う、悲しみのどん底から立ち上がったのは先生や友だちのおかげと言ひ、生徒会長も務め、クラブ活動も頑張っているとのことでありました。そうした塩見君の大人への、子どもを捨てないで、親とけんかできることは幸せなことと訴え、世間にはきっと支えてくれる人が絶対いる、心は強くなれますと、発表されたと書いてありました。また、南丹市の美山中学3年の中沢広紀君と読むのでしょうか、こうき君でしょうか、家族の触れ合いを語り、家族という二文字の中には愛情やありがとうが詰まっていると語り、親が子どもを、子が親を殺めるという悲しい事件の中には、ありがとうということはなかったのかと問いかけたとの記事でありました。家族の絆の薄れや地球環境の問題も、責任は大人にあると思うとき、身近な市内中学生による少年の主張も、大人の反省や、また学習面においても一定、意義があることと思いますが、教育長のご見解を伺います。

次に最後に市内小学校、中学校におけるいじめの問題について伺います。

過般、この本会議場において、かなり慎重な議論がありました。その後、一定の期間が経過いたしました。私は教育委員会、また、教育現場の努力によりまして、市内におけるいじめの実態は良好で推移をしているものと理解をいたしておりますが、携帯電話等によるいじめの問題も含めまして、現状についてお示しをいただきたいと存じます。

以上、至りませんでした。この場での質問を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木稔納君） それでは、吉田議員のご質問にお答えをいたします。

平成20年度の予算編成につきまして、ご質問をいただいております。こういったなかで、枠配分方式に変更をした見解ということをございました。

今日までの積み上げ方式の方法によって行った場合、事業費総額を抑えるっていうことはできるわけでございますけれども、一般財源の削減になかなか結びつかないということも、あったことも事実でございます。こういったなかで財政の健全化については、いかに一般財源の充当を少なくするかというのが課題でございまして、このことを実現するためには一般財源自体を枠配分する、この方法を採用ということが、より良き方法ではないかというふうに判断をいたしまして、決断をいたしました次第でございます。こういったなかで、20年度の予算編成方針に対しまして、総合振興計画の目標といたしております「森・里・街がきらめく ふるさと 南丹市」を実現するために、安心・安全、また、子育て支援、行財政の改革、地域力再生、地域情報、企業誘致に係る施策を重点施策として位置づけておるわけでございます。総合振興計画実現のために、一方では行財政改革を大胆に進め、コスト意識を反映した最小の経費で最大の効果が発揮できるよう事業評価を行いつつ、各事業の選択、集中を行うことといたしております。市民ニーズや、また、地域の現状を的確に把握して予算編成に反映するために、市民の方々の状況を把握できる。また、住民ニーズにも的確に対応できる、こういった観点から、各担当部局での予算編成を行うことにより、枠配分方式を取り入れたということでございます。何はともあれ、私は血税である、この限られた財源、これを最大限に有効活用する努力、このことを職員一丸となって知恵を出し合い、また、そういう工夫を行うことによって、この難局を乗り切っていかなければならない。とりわけ先ほどのご指摘にもございましたように、公債費の点につきましても、20年度・21年度っていうのはたいへん厳しい時期でもあります。また、合併によりまして継続しております事業、これについても、この20年・21年がたいへん厳しい時期でもあります。こういったことを踏まえまして、私ども市職員一丸となって努力をしていかなければならないという決意で、この予算編成に取り組んでおりますので、ご理解を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

こういったなかで、ご質問の中にございましたように、当然、健全な歳入っていうのが重要な要因でございます。市税が当然、中心になるわけでございますけれども、景気動向もございまして、大きな伸びを期待するということは難しい状況である、いうふうに認識をいたしております。今、長期的には企業誘致等の促進によりまして、財源の確保に努力をいたしておるわけでございますけれども、これも中長期的な視野に立つてのことで、短期的な、なかなかできないのが実情でございます。しかしながら、このことは将来に向かった安定化のためにも努力をしていかなければならない、いうふうに思っております。また、現在の市有財産、このことにつきましては積極的な活用をしていかなければならないと、こういうようなことで、やはり不要な物、不急な物につきまして市有財産の活用、また、売却も含めて努力をしていかなければならない、このことも重要な施策の1点だと

いうふうに考えておるところでございます。また、これも一つの方法として広告料の収入、例えば、市役所の封筒等に、そういうような広告物を印刷したりっていうふうな他都市の事例も聞いております。こういったなかで、そういうふうな面も含めましての検討を進めていき、自主財源の確保に、少しでも努力をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。どうぞ、ご意見や、また、そういった先進事例がございましたら、ご指導いただきたいというふうにも考えております。また、そういったなかで、三位一体改革の中で地方交付税の、また、税源移譲の件について論議がされておりますし、また、平成19年8月、今年の8月に総務省が、地方交付税につきまして概算要求をされました。出口ベースでは4.2%減ということになっておりまして、臨時財政対策債も15.5%減と見込まれております。当市にこのまま割り振りますと、19年度に比べ20年度、単純に計算しますと、4億円余りの減少になるというふうなことになっておりますので、今後、そのような推移を踏まえながら厳しい状況であると、さらに厳しい状況であるということをも十分念頭に置きながら、この予算編成にも臨んでいかなければならない、というふうに考えておるところでございます。

次に人件費・義務的経費における、特に人件費の抑制につきまして、ご指摘がございました。

計画的な定員管理を行い、総人件費の削減を実現するために、本年の4月に「南丹市職員定員適正化計画」を策定いたしましたところでございます。本年度につきましては少ない職員で効率的、また、効果的な行政運営が行えるようということで、組織機構の再編強化を行ったわけでございますけれども、退職者補充の抑制のために来年度の新規職員の採用は見送っております。平成20年度当初の一般職員の総数は、本年度当初465名から約2%減の10名程度減る見込みでございます。今後とも事務事業の見直し、また、外部委託等の推進、勸奨退職制度の活用などによりまして、定員適正化計画の実効性を確保し、人権費総額を抑制していく所存でございますので、どうぞ、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、先ほども申しましたように公債費の償還につきましては、20年度・21年度がピークを迎えるわけでございます。先日も若干、担当者より報告をさせていただきましたが、利率の高い地方債につきましては繰上償還を行っていきたい、このように考えております。財源につきましては減債基金を充当していきたいというふうに考えておるところでございますが、財政調整基金につきましても、12月補正予算後の残高が14億7,000万円余りというふうに厳しい状況になっております。次年度以降の予算編成につきましても、たいへん厳しい状況でございます。しかしながら、持続可能な財政運営を行うためにも行政改革実施プランに基づき、着実な行財政改革が重要であるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますように、よろしくようお願いを申し上げます。

こういったなかで事業の選択・集中ということが重要でございまして、こういったなかで既存施策の見直し、縮小っていうことを考えていかなければならない、いうふうに考え

ておるところでございます。枠配分を導入することによって、市民ニーズが適格に把握しやすい、各部門において、それぞれ積み上げ方式よりも市民ニーズにあった予算編成が、よりよく可能になるというふうに考えておるところでございます。いずれにいたしましても、たいへん厳しい状況の中で20年度予算編成に取り組んでおるところでございます。こういったなかで市民ニーズに的確に対応できるような施策、十分に踏まえながら全力を尽くしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますように、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

次にJR山陰本線の複線化につきまして、議員、ご指摘をいただきましたように、先般のJR西日本さんの発表によりまして、1年程度の遅れが生じるというふうな、誠に残念に私も存じております。1日も早く早期に完成、開通していただけるように、これからも京都府や、また、関係市町村とも連携し、要望をお願いをしていきたいというふうに考えておるところでございます。当然、私ども南丹市総合振興計画におきましても、「きずなと交流のネットワーク構想」として、鉄道をさらに便利に活用するということを挙げさせていただいております。こういったなかで山陰線の複線化っていうのは、たいへん大きな意義があるというふうに認識をいたしております。また、このことによりまして、市の活性化、地域経済の振興にもつながるものというふうに確信をいたしております。これから様々な取り組みの中で、これをいかにそのような形につなげていくかということが一つの大きな課題であるというふうに考えておりますので、今後、早期開通を目指して、また、そういったなかでの取り組みも、さらに具現化していきたいというふうに考えておるところでございますので、より一層のご理解、また、ご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、そういった形に関わりましてご質問にございました、当然、園部までのダイヤ改正や、ことにつきましても、これからも要望していかなければならないと思っておりますけれども、園部以北の課題につきましては、当然、今日までの山陰本線京都中部複線化促進協議会の席の中でも十分にご要望をしております、委員の皆さんからもご意見を伺っておるところでございます。また先般、日吉町地域自治振興会の皆さん方とともに、私ども市といたしまして、福知山の支社の方をお願いをしていただいたところでございますけれども、やはり、この園部までに止まることなく、園部以北につきましても利便性の高いダイヤ改正、また増便、より便利な鉄道として活用できるように、引き続きお願いをしていきたい、このように考えておるところでございますし、また、先ほどございましたアーバンネットワーク、これはやはり大きな課題であるというふうに考えております。やはり、こういったなかで福知山支社っていうのは、以前からの福知山鉄道管理局といった部分もございまして、これは電化工事の頃から、このご意見というのは、私も理解をいたしておりますし、また、こういったことでご要望があったということも承知いたしております。当然、JR西日本の会社内部での問題でもございますけれども、こういった市民の皆さん方のご要望を実現する上で重要な課題であるとも認識しておりますので、こういうことを

踏まえ、今後とも努力をしていきたい、このように考えておるところでございます。たいへん難しい状況の中でJR西日本さんが複線化事業にお取り組みをいただいておりますこと、改めて感謝いたしますとともに、今後とものご尽力や、また私どもも、努力をしていかなければならないということを考えておるところでございますので、議員各位におかれましても、今後とも、また、ご理解やご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、私からの答弁といたします。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 吉田議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、少年の主張南丹市大会の開催に関わってでございます。

合併以前につきましては各旧町において、人権や平和などに関連したイベントやフォーラムなどにおいて、小・中学生が意見発表する機会を設けていた町もありましたが、南丹市になってからは、こういった催しは開催できていません。しかしながら、市内の中学生が少年の主張をはじめ、コンテストや大会等においてたいへん優秀な成績を修めており、たいへん喜ばしいことだと考えております。読書活動推進や国語力育成に関連した学校の取り組みの成果として、現れているものと考えているところでございます。議員ご質問の少年の主張南丹市大会は現状の開催については考えておりませんが、こういった機会を提供することはたいへん有意義なことであると考えていますので、開催につきまして学校教育、ならびに社会教育の関係とも十分協議をして、今後の検討課題としたいと存じます。

続きまして、いじめに関わってでございます。

本年4月からは、各校からいじめを含めた問題行動に関する報告のうち、いじめは定義が、より児童・生徒の立場に立った判断基準になりましたことを踏まえて、報告がされることになりました。その結果、いじめに関しては事象の報告として、今年度、現状では3件の報告がされているところであります。その内容につきましては、からかいとされていたもの、個人に対するいたずらとされていた内容のものであります。なお、4月以来、どの学校においても落ち着いた状況の中で、積極的な教育活動が推進されておりますが、より児童・生徒の立場に立って適切な指導を行うべく、学校指導体制の確立に努めているところであります。市といたしましては児童・生徒の動向を把握し、個々の児童・生徒の理解に努めた相談活動や指導ができるよう指導体制の強化と指導に当たる教員のあり方や、共に支え合い、学び合う子供たちや集団の育成について、学校関係者との協議を進めておるところでございます。今後、未然防止と深刻な事件に結びつくことのないよう、今後とも学校現場との継続した連携をして、万全を期す所存でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

吉田繁治議員。

○議員（24番 吉田 繁治君） 羅列をさしていただいたような質問に対しまして、ご丁寧にご答弁いただき、敬意を表します。

財政問題、いちいち財政に関する指数等あげまして、ということもありますが、15分や20分で終わるような簡単なことではありませんので、もう深くは触れません。ただ申し上げたいのは、お願いしておきたいと言いますのは、やっぱり都市と地方の格差というのが現前と、今、出ているということに対して、やっぱり、この間も総務省で勉強さしてもうたなかでも如実に出ておりました、東京とか、名古屋圏とかいうところ、放つという法人事業税等どんどん増えてくる。一方、南丹市のような地方自治体、過疎地域においては、本当に限界集落等々の問題もあってですね、ご苦労はされて、一生懸命やられておっても、なかなか厳しいという、そうした、いわゆる、そういうような税制のために地方交付税もあるということになりますけれども、やっぱり、そういう格差の是正等については、先ほど言いましたように、改革なくして成長なしというようなことで、一定、そういうことにもなったことにもありますが、やはり市長として、そういう場で力強く、そういう都市と地方の格差、釈迦に説法でありますけれども、やっぱり声を出していただいてですね、少しでもそういう面からの財政力の確保といいますか、強さが出るようにやってもらいたいという、これは希望的なお願いで、細かい議論を今、しておっても時間も足りません。そういうことで、ひとつよろしくお願いしておきたいと思います。

ただ一点、滞納の問題も財政の予算の中にも関係すると思いますが、やっぱり調定額に挙がっておりますけれども、実際の資金運用にはつながらないというようなことで、かなりのそういう面もありますので、極力そういうものの回収をして、実際、資金が回転、回転という言葉はおかしいですけど、するようなことも大事ではないかと思っておりますので、資金が生きてくるというような方策も、やっぱり、なお一層、取り組んでいただくことも、これまた、一定、大事ではないかという思いもいたしておりますので、よろしく願いいたします、いろいろ重ねて言いますが、短時間で議論はできませんので、一応、そういう点だけ特に、私はお願いしておきたいと思います。

山陰線の問題、これ先ほども、1年近くということでしたが、この1年近くが1年半とか、2年近くとかいうことに絶対にならないように、これはしてほしいというのがみんなの願いやと思います。1年近くというのは、もう現実に発表されましたので、一定の理解はいたしておりますが、それが1年を超えてとか、1年半、2年近くという極論の言葉ですが、ならないように、ひとつお互いに我々も努力をしたいと思いますけれども、また、ひとつよろしくお願いしておきたいと思います。

やっぱり、ちょっとどうかと思っておりますが、船岡駅から奥、奥といいますか、北、八木とか、園部駅、吉富駅を利用される方と、また、我々の地域との思いというのが非常にこれ違うと思う。これまでは嵯峨野線が完成化できるまでは、まあがまんしよやないかということで、まずは園部駅までということで、一定、みんな住民理解をしてきたというふうには、私は経験上思っております。いよいよ1年近く遅れますけれども、その後は、やっぱ

り卵が先か、鶏が、という議論にもなりますけれども、やっぱり均衡ある発展、人口増の問題も含めまして、やっぱり交通の便を、特に鉄道の便を良くしてもらおうということが、ひとつの発展にもつながるといように常々思っておりますので、簡単に、ということではないことは重々承知をいたしておりますが、やはり京都支社管内のそういう問題も含めまして、何とか努力を一層していただきたい、我々も、また、協力を惜しむものではないということをお願いしておきたいと思っております。答弁、もう先ほどいただきましたので、結構やと思えますけども、やっぱり、そういう地域の者はがまんしておるといことも、一定、理解をしておいていただきたいと思っております。

それから教育長の答弁で、今はあまりということでしたけれども、検討課題にしていきたいということで、一定の前向きの答弁をいただきました。やっぱり京都市とか、東京とか、そういう遠いところやなしにですね、そこでやってもらうのは結構ですけども、やっぱり身近に住んでおられます南丹市の中学生がこうかということも、我々は一定、そういう面で認識することも大事ではないかと思っておりますし、我々の反省も含めまして、やっぱり今後、検討して前向きに対応していただきたいと思っております。ただ先生がですね、これだけやなくて、諸々のいろんなこともありますので、やっぱり先生の指導も、こういうことには当然なってきますので、先生が時間的な余裕がないとかいうようなことで、まあまあ敬遠されるということもあるんじゃないかという私思いますが、そういうことにならないように指導していただいてですね、ぜひとも前向きに検討していただいたらええんやないかという思いを持っておりますし、よろしく願いをしておきたいと思っております。特に改めての答弁あれば結構ですけども、だいたい分かっておりますので、ひとつよろしく願いをしておきたいというふうに思っております。

いじめ、3件ということでしたが、いじめの認定の何っていいですか、基準っていうものが、いじめられたということにそういうことになれば、いじめと見なすというようなことも書いてありましたので、その辺の問題もありますが、具体的に3件ということ、その内容につきましてはですね、ちょっと触れていただきましたが、ひとつ、かなりいじめというのが社会的にも深刻な課題になっておりますので、南丹市としては最小限にその問題が推移いたしますように、一段の努力をお願いしておきたいと思っております。

簡略に申し上げましたけれども、市長、教育長、特に何か、ご答弁があれば結構ですが、なければ私は、これで終わらせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 意見があればということでございましたが、それぞれご指導いただきましたことも含めまして、努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

特にJR山陰線の工事につきまして、1年程度遅れるというなかで、1年半や2年にならへんやろかというような心配があるというようなお話でございましたが、私もこれがたいへん心配でございまして、報道はされましたんで、そのことについて京都府の方に問い

合わせましたところ、1年程度という、この期間の目途がついたので発表したということでございまして、それから相当に遅れると、1年半、2年になるようなことは今のところ考えていないというふうなお話を聞いております。一安心とは言えませんが、それに向かって私なりに努力したいので、また、よろしくお願ひしますという趣旨を、また京都府なり、またJRにもお話をさせていただいたところでございます。

一応、そういうようなことだけ、ご答弁させていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 少年の主張等の意見発表の機会でございますが、これは学校現場、教員の努力の成果として、子供たちのたいへん優秀な作文、あるいは意見発表がなされているというような状況にあらうかなど、そういう意味合いでは、この少年の主張の大会という場の設定というような状況ですので、むしろこれは行政が調整役として学校なり、あるいは社会教育関係者の理解の下で、今後、検討していくべきだと、このように思っておりますので、できるだけ場の設定については検討してまいりたいと、このように思います。

なお、いじめにつきましては定義が児童・生徒寄りということで少し変わりましたが、やはり今後、議員ご指摘のように携帯、あるいは情報機器等、たいへん掴みにくい部分でのいじめ等が起こってくる可能性も、やはり広がっていく可能性はあるのではないかなど、このように思っております。そういう意味合いでは、やはり、このことについては十分子供たちの方の動向を把握するとともに、信頼関係の下に先生に相談をするというような関係も大事なことであらうと、そういう意味合いでは指導体制、あるいは教育相談体制というようなものを充実させながら、このことに対応していくことが大事であらうかなど、このように考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

以上で、吉田繁治議員の質問を終わりました。

ここで暫時休憩とします。

1時30分から再開したいと思いますので、よろしくお願ひします。

午後0時09分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に18番、面村則夫議員の発言を許します。

○議員（18番 面村 則夫君） 議席番号18番、面村則夫でございます。

議長のお許しを得まして、通告をいたしておりました内容につきまして、これより一般質問を行いたいと思ひます。

まず第1点、平成20年度の予算編成でございますが、午前中、二人の同僚議員から詳しく質問もされ、また、市長の方からもご答弁がございましたので、基本的な市長のお考

えに留めて、質問をさせていただきたいと思います。

すでに、本年の予算編成については事務の取り進めをされていると思いますが、本市の将来像を示した総合振興計画の基本構想は、この6月議会で議会としても議決をいたしたところであります。また、9月には20年度を初年度として24年度までの5カ年の各施策の方向や、関連する事業推進の目標を示された基本計画が決定をされておるところであります。これは見ますと、四つの構成でなされておりまして、今日の本市のいろんな現状、課題がよく分析されておるとおっしゃいます。また、新市になりましてからも、地域防災計画をはじめとして、高齢者保健福祉計画、過疎地域自立促進計画など、各分野に渡る南丹市がこれから取り組む方向性も示し、決定がなされておるところでございます。昨年度の予算のポイントは、合併効果で市民の満足度を高める予算編成であるという方向が打ち出されておりました。この2年間どちらかといいますと、継続事業や合併協議の重点施策でございました地域情報基盤整備事業が中心なものであったと思います。いよいよ平成20年度、佐々木市長、後期を迎える初年の3回目の予算編成になるところでございます。さきほども出ておりますように、いよいよ佐々木カラーを打ち出す予算編成が求められておるのではないかと考えておるところでございます。そこで平成20年度の編成方針の考えと、これをぜひやりたい、また、手掛けておきたいというハード事業・ソフト事業の施策について、市長のお考え方をお聞きをいたします。

次に財政運営についてでございますが、18年度決算を見ますと、これもすでに言われておりますが、財政力指数が0.324、経常収支比率が92.4、実質公債費比率が17%となっております。さらに、先に発表されました20年度の財政健全化計画を見ますと、公債費が45億の予定、経常収支比率が96%と予想されておりまして、この数値をみましても、たいへん厳しい平成20年度の予算編成になるのではないかと思います。そういうことも含めまして、先ほどらい、枠配分方式の予算編成というふうに言われておりますが、なかなか、おのおの所管をされております各支所も、また、各部も与えられた仕事はどうしてもやりきりたいというのが基本的な考え方であろうと思います。そういうところで最終的には市長がどうイニシアチブをとって、また、トップダウン方式も含めて決断をしなければ、なかなか編成は難しいというふうに思います。そういう意味で先ほど言いました、これからどうしてもやりたいという重点施策と合わせて、財政運営についても市長の、何と言いますか、決断、方向づけ、このことがどうしても必要になろうと思います。そういうことで市長の、財政運営の平成20年度の基本的なお考え方を、お伺いをいたします。

第2点は、道路整備についてであります。

これも道路といいますのは、いろんな地域経済の活性化の中で、たいへんな不可欠な社会資本と言われております。安心・安全な道路ということで国道なり、府道、市道の整備を鋭意取り進んでいただいておりますことに、敬意と感謝を申し上げます。今回、私は八木町内における具体的な道路整備の課題につきまして、ご質問をさして

いただきます。

まず、国道477号西田大藪道路であります。これは、すでに第二大堰橋と言われております「夢かなえ橋」も完成をいたしております。これは府道亀岡園部線から、府道八木吉富線までの一部供用開始が秋頃というふうに向ってあったところでございます。それが少し伸びておるようございまして、この供用開始はどのような見通しになっておるのか。特に、この大堰橋は今回、企業誘致をいたしました虎屋さんとの企業との利用の関係も出てこようかと思う、その路線でございます。そういう意味におきまして、この企業誘致の関連も含めて、どのようなお考えで供用開始の計画があるのか、お伺いをいたします。

また、それに関連をいたしまして、その先線東インターへの接続道路の状況でございます。これも旧町から取り組みがなされておりましたが、現在、夢おおい橋から大藪地内まではできておりますが、その先、今、言います、この夢かなえ橋との接続関係、これも1日も早く供用開始が望まれておるところでございますが、その見通し、取り組みの状況等についてお伺いをいたします。

次に、府道3線についてお伺いをいたします。

まず1点は、主要地方道亀岡園部線でございます。これもたいへん重要な幹線道路でございまして、園部町・日吉町・美山町へ通ずる、多くの方が利用される道路であります。また、メグミルクなり、ジャトコ、男前豆腐、企業との関係もあって、その製品運搬にも、また、従業員の通勤にも多く利用されております道路でございまして、1日も早く、これも完成が望まれております。今現在、室橋野条地域におきましてはほ場整備が取り進められておりますが、それとの関連もあらうと思っておりますが、この野条室橋区間の供用開始の時期についてお伺いをいたします。

次に、府道室河原竹井線でございます。このうちの園部町地内については、一定の整備ができておるようでございますが、八木町地内の整備についてお伺いをいたします。

この府道については園部町から国道9号を通じる重要な路線ということで、早くから要望されておったところでありますが、今年度、その地内にあります木原地域の吉富駅西區画整理事業にも大きな展開がされ、11月には市街化に指定されたと聞いております。また池ノ内地域におきましては今議会、土地改良事業として基盤整備の議案も提案されておりまして、いよいよ面整備が進められることになっておりまして、関係地域の住民の方、たいへん感謝をされておるところでございます。これら2地区の事業推進には、この府道改良が大きな関わりを持つものでございまして、この道路の今日の状況と今後のスケジュールを含めて、お伺いをいたしておきます。

次に3点目は、府道郷ノ口室河原線の改良整備でございます。

この府道は川東地区の農業基盤整備事業と関連することで、鋭意努力を願っている所でございます。すでに諸畑地内においては、ほぼ完成をされております。現在、日置、氷所地区はバイパスで取り組んでいただいておりますが、その整備状況と供用開始の時期等についてお伺いをいたします。

本来、府道でございますので、直接、市の行政とは関係ないわけでございますが、ご案内のとおり、この三つの府道は小学生、中学生の通学路にも利用されております重要な道路でございます。そういう意味でいきまして、学生、生徒の安心・安全な通学を確保する観点からも、市としても格段のご配慮をお願いするところでございます。

三点目は教育行政について、お伺いいたします。

本年、全国の小学6年生と中学3年生、全国では222万を対象として、全国学力学習状況調査が実施されたようでございます。この調査は、学力水準の把握と教育委員会や学校の課題を見つめることを目的として実施されたように伺っております。具体的には国語、算数、数学の成績と合わせて、一般的な朝食を食べているかとか、また、朝起きる時間、テレビやゲームをした時間など、生活習慣の調査も行われたようでございます。そういうことで南丹市の実施状況について、どのような実施をされたということが第1点、お伺いをします。併せまして、その結果の分析状況と結果公表の考え方について、教育長のご見解をお伺いするところでございます。

この学力テストの問題については、6月定例議会で少しご質問をいたしまして、特に結果公表については児童の序列化とか、学校の序列化を目的とした調査でないので、私もこの公表については、一定、そういう面については配慮すべき課題だというふうに思いますが、課題があるとか、そしてから、どういうことが整理をしなければいけない、改善しなければならぬ、このことはやっぱり明らかにされるべきであろうと考えておるところでございます。教育長のご所見をお伺いして、質問を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木稔納君） それでは、西村議員のご質問にお答えいたします。

平成20年度の予算編成について、たいへんご指摘のいただいておりますように、たいへん厳しい状況の中で、今、枠配分方式を含めまして、鋭意、取り組んでおるところでございます。また、こういったなかで、当然、南丹市総合振興計画の具現化の推進ということが、この予算編成の中でも生かす、こういったなかで重点施策として、先ほども申しましたように、6項目にわたりました重点施策を取り上げまして、このなかでの推進ということを目指しておるところでございます。こういったなかで様々な課題はあるわけでございますけれども、先ほども申しましたように安心・安全、また、子育て支援、行財政の改革、地域力再生、地域情報、企業誘致、それぞれの課題につきまして、具現化に向けて取り組んでおるところでございます。こういったなかで、やはりたいへん厳しい財政の状況の中でございます。基本的な姿勢として効率的で、また、効果のある予算執行を行っていききたい、こういうような思い、また、市民の皆さま方と行政とが連携をつなげるなかで、施策を推進していききたい、こういうような思いの中で、この予算編成を行っておるのが実態でございます。こういったなかで先ほども申しましたが、6.8%減というふうななかで、また、財政運営につきましては、たいへん厳しい状況の中で困難な作業である

というふうと考えております。先ほどご指摘をいただきましたように、こういったなかではございますけれども、将来の明るい南丹市づくりのためにも、私自身が大きな責任を持って、リーダーシップを発揮していきたい、このように考えておりますので、何とぞご理解、ご協力を賜りますように、よろしくお願ひいたす次第でございます。

今、丁度、編成作業を行っておる途上でございます。具体的な点につきましては現時点で確定しておりませんが、先ほど申しました重点項目を主として、特色ある施策の推進に努めていきたい、このように考えておりますので、何とぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、道路整備状況につきましてのご質問をいただきました。

それぞれ京都府ご当局なり、国土交通省なり、たいへん深いご理解を賜っており、それぞれの事業にご尽力を賜っておりますことに、まずもって、この場をお借りして感謝申し上げます。

八木町内におきましての、まず第1点目、477号線の西田大藪道路バイパス事業につきましては、ご承知のように平成14年度に事業化されまして、青戸から大藪までの2km区間につきまして、京都府によって順次、事業を推進していただいております。このうち600m区間が、すでに供用開始されておりますけれども、さらに、今年7月に第二大堰橋、中学生により「夢かなえ橋」と名づけていただきましたが、これが完成いたしまして、今後、右岸側、南広瀬の方の現道との取り付け区間の工事を完了させて、今年度末にはこの橋梁を含めた、北広瀬のライスセンター付近までの左岸側、約380m区間の供用開始が予定されておるといふふうにお聞きしております。また、八木東インターへの接続する右岸側の進捗につきましては、現在、用地買収につきまして精力的にお取り組みをいただいております。来年度には一部の区間で工事が着手しようということで、進めていただいております。

次に、府道亀岡園部線の野条室橋間の供用の関係でございますけれども、平成13年度から事業着手されておりました、用地買収も完了しておりました工事は進められておりますけれども、ただ、室橋地内で埋蔵文化財の調査が行われております。この調査期間が21年度までというふうになっておりますことから、この区間の工事完成につきましては、平成23年度ごろになるんじゃないかというふうな見込みになっておるといふふうにお伺いしておるところでございます。

また次に、府道室河原竹井線の八木地内の整備についてでございますが、ご質問のなかでもございましたが、吉富駅西側の土地区画整理事業、また、池ノ内のは場整備事業、それぞれ計画を推進いたしておるところでございます。これらの事業と合わせた府道整備を、京都府ご当局にお願ひをいたしておるところでございます。現在、検討を続けていただいております。今後も要望をするなかで調整を図っていきたいというふうと考えております。現時点におきましてはこのような状況でございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

次に、府道郷ノ口室河原線の日置氷所の供用開始についてでございますけれども、ご承知のように、府営ほ場整備事業と関連して平成6年度から継続して実施されております。今後の予算措置にもよるわけでございますけれども、今、平成21年度完成ということを目途にお進めいただいております。先ほども申しましたが、京都府ご当局、たいへんご尽力を賜っております。今後、関係市民の皆さん、地権者の皆さん方との関係も含めまして、私たち市といたしましても、京都府との連携の中で早期完成に向けて努力をしていきたい、協力関係の下で努力をしていきたいというふうに思っておりますので、議員の皆さま方の、また、ご理解やご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 西村議員のご質問にお答えをいたします。

全国学力テストに関わっておりますが、本調査の実施結果につきましては議員ご指摘のように、序列化や過度の競争につながらないよう特段の配慮が必要であることから、個々の学校名を明らかにした公表は行わないこととしておりますので、この点につきましてはご理解賜りたいと存じます。

ただ、南丹市の状況といたしましては、小学校6年生、中学校3年生共に全国並びに、京都府の平均正答率の数値に対しまして、基礎基本的な中身を問うA領域、そして、活用能力を問うB領域ともに数ポイント上回っているところであります。一定、南丹市の状況として、一定の教育水準の維持を果たしたのではないかなど、このようなことを思っております。このことにつきましては各学校において、国語力の育成を中心とした研究実践がなされてきた成果であると見ております。今後につきましては小手先に走るような取り組みに陥らず、読解力や国語力の育成を中心として、基礎・基本の定着と考える力の育成を図るべく、調査結果を分析し、今日までの教育活動を検証して、今後の授業改善を行い、今後とも学力充実向上対策の具体的な取り組みに反映させるべく、検討を進めてまいりたいと思っております。

なお、調査結果における南丹市の子供たちの現状ということにつきましては、ただ今、分析をしているところでございますが、一部学力においては読解力に少し弱さが見られる、あるいは生活習慣におきましては、朝食はほとんどの子どもが取れているけれども、テレビゲーム、あるいはインターネットを家族と約束を決めているかという状況については、少し数値が落ちていく。また、宿題はできているけれども、復習はできていない、すなわち習慣化された形にはまったものはできるけれども、自己決定を伴うようなものについて弱さを伴っているというような状況が、一部垣間見られているところでありますが、今後、この調査結果を有効な資料として、分析活用してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

面村則夫議員。

○議員（18番 面村 則夫君） ありがとうございます。

平成20年の予算編成についてでございますが、市長の具体的な思い等々についての具体策は検討中ということで承っております。3月には当然、提案されると思いますが、特に先ほど言いましたように、佐々木市長の十分、カラーを出されることを期待をいたしておきます。

併せまして、枠配分というはじめての試みが成されたようでございますが、くどいようでございますが先ほど言いましたように、各セクション、セクションはどうしても与えられた仕事はやりきりたいというのは、これはもう、何と申しますか、職員の偽らざらぬ気持ちであろうというふうに思います。ある程度、何と申しますか、一律カットはしないというようなお話もございましたが、この9月補正後の性質別の数値を見ますと、人件費が32億5,000万で、13.5%、そのほか扶助費とか、補助費が32億6,000万で、これも13.5%、それから繰出金が27億6,000万で11.5%というような分析もなされておるところでございます。これはすべて課題があつて、補助とか、また繰り出しがされておるわけでございますが、なかなかこれを実主的にカットするということも、たいへん至難な業であろうというふうに思います。こういう面については副市長、市長がトップとして状況判断も含めて、一定の方向づけがなされるべきであろうということをお願いしておきたいというふうに思います。

次に府道の関係、国道の関係でございますが、たいへん厳しい財政状況の中ではございますが、いろんな取り組みをいただいておりますことに、感謝を改めていたしておきたいと思っておりますが、この合併のときにも将来の将来像で、農村にもう一度、人が住んで、若者が定住できる環境づくりを進めるという目的で合併もしたところでございます。道路網の整備は欠くことのできない、これは社会資本であり、この若者が定住してくれる、一つの大きな資本であろうというふうに思います。そういう観点からも市道の整備も含めて、国道なり府道の整備に格段のご配慮をお願い申し上げておきたいと思っております。

また、教育の関係でもございますが、現在、具体的中身については分析中というふうに伺っております。十分これらのことを分析されて、今後の教育の具体的な実践活動に結び付けていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

答弁は結構でございます。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、面村則夫議員の質問が終わりました。

次に11番、川勝儀昭議員の発言を許します。

○議員（11番 川勝 儀昭君） 議席番号11番、活緑クラブ、川勝儀昭でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告にしたがいまして、質問に入ります。

それでは、まずはじめに、少子化対策の子育て支援事業について、お伺いをいたします。

本市においては子宝祝金や入学祝金、すこやか手当等々、全国的にも手厚い子育て支援施策が実施をされております。この制度においては旧園部町、また、八木町でも同様の施

策が取り組まれてまいりましたが、平成20年度予算編成の中でも、午前中の答弁にもありましたが、現在、事業評価をし、廃止も含め統合もあると、地域全体での子育ても支援してまいるといような答弁がありましたけれども、現在事業評価をしている最中だという答弁でありましたけれども、旧園部町においては長年取り組まれてきた事業でもありません。そこで南丹市全域におけるこれらの事業の投資的効果について、市長の見解をお伺いをいたします。

次に、すこやか子育て医療費助成事業においてでございます。

条例には、小学校から高等学校等終了までの間にあるものに対し、医療費を助成すると示されておりますが、高校卒業年度までの未就業の子供たちも、この制度が利用できるかどうか、まず市長の見解をお伺いをいたします。

次に、環境施策でございます。カンポリサイクルプラザに関することでございますが、9月議会においても同僚議員から一般質問がありましたけれども、そのなかで市長答弁はカンポの対応も検証しつつ、市の知り得た状況を地元と共有して一日も早い解決をしていく、また、住民の気持ちを十分踏まえ、今後の対応に全力を傾注するとの答弁がありました。

三者協定の細目書について、ここで伺いをいたします。

三者協定の細目書においては、ダイオキシン類の排出濃度基準は法的基準と同じく0.1ngとなっておりますが、カンポは自主基準値を0.05ngとしております。そして、この0.05を上回るようなことがあれば、自ら焼却炉を止めるとまで明言をいたしておりますが、この点においてまず協定書の見直しが必要と考えますが、理事者の見解をお伺いをいたします。

続きまして、ダイオキシン類の発生と深く関係をしております一酸化炭素濃度の排出基準値の取り決めが、細目書の中にはありません。厚生常任委員会で過日、視察をした先におきましても、ダイオキシン類はご承知のとおり、その検査にかなりの時間が要するわけですが、焼却炉の温度が上がらない場合、ダイオキシン類の発生が危惧をされるわけですが、同時に温度が上がらないと一酸化炭素も同じく多量の排出がされるようではありますが、一酸化炭素においては日々カンポにおいて、その検査を実施し表示をされておりますが、その点に関しても協定書に付け加える必要があるのではないかと思いますので、この点において、カンポの2点目として伺いをいたします。

続きまして、臭気の問題であります。

一定の解決はみたようでありますが、今後のことも含め、今回の事象について、ひとつ検証をいただきたいと思っております。地元住民より、まず、この臭気問題について苦情の通報があった具体的な日時と、そして、その後、市として具体的にいつ、どのような対応をとられてきたのか、また、住民に対する説明はどのようにされたのか、伺いをいたします。

カンポの4点目でございますが、カンポの焼却炉停止より1年近くが経過をいたしますが、現在は京都市、亀岡市に可燃物の焼却処理をお願いをしておりますが、12月末日に

において、その期限切れとなるようでございますが、今後の対応について、お伺いをいたします。

以上、環境施策に対する質問でございますが、担当副市長であります岸上副市長に、ご答弁をお願いいたしたいと思っております。

続きまして、教育関係の施設整備についてお伺いをいたします。

合併以降、南丹市においては均衡ある発展が必要であり、それぞれの旧4町において少しでも均衡ある発展をと、継続事業も含めて、鋭意、ご努力をいただいております。しかしこのなかで、特に義務教育関係施設の整備は同じ条件下において、教育を受けさせる必要があると考えます。その一つとして、中学校グラウンドのナイター施設整備も必要であると考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

以上であります。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは川勝儀昭議員のご質問に、お答えをいたします。

まず、子育て支援事業についてでございます。

ご質問の中にもございましたように、合併前からの施策、全市的に広げて実施をしておるわけでございますけれども、こういったなかで出生数っていうのが、平成13年度には277人だったわけでございますけれども、14年度以降、17年度を除いて減少いたしておりまして、平成18年度214名という数字になっております。全国的にもこの少子化というのは、たいへん大きな問題になっておりますし、いわゆるこの子どもが行っております施策が、どれだけこの数字に反映しているのか、また、この投資的効果っていうのがなかなか難しい課題であるというふうに考えておるところでございますけれども、こういったなかで子育て家庭への経済的負担の軽減を図ってきたところで、ある程度のご理解をいただくなかで、この数字っていうのが表れてきてるんじゃないかというふうにも考えておるところでございますし、また、市民の皆さん方からも、施策についての感謝のお言葉もいただいておりますのは事実でございます。合併してからわずか1年足らずでございますので、まだ、顕著に現れているということは言えないわけでございますけれども、過去5年間で3人以上出産される方の数は、若干ではございますけれども旧町ごとに比較しまして、わずかながら増加しているというふうな現状があるわけでございます。先ほども各種の事業施策について、事業精査をしていく、また、検討していくというふうな課題の中で、祝金・手当等を支給することだけが支援策ではないということもあります。子育て支援の中身、いわゆる保育所体制や、また幼児教育、子育てすこやかセンターの課題、また、ボランティアへの協働、それぞれの課題があるわけでございますし、子育ての施策を推進していくっていうのは、子ども20年度の予算編成の中でも大きな一つの施策としてとらまえております。こういったなかで、事後検証を十分行うことによって、今後、一定の見直しを図っていく、こういうことも検討しながら進めていかなければならないんじゃないか

というふうに考えておるところでございます。

こういったなかで、第二点目でご質問ございました、すこやか子育て医療費助成制度。

なるほど、この制度自体、子供たちのすこやかな育成のためにという目的をもって高校卒業年度までということになつとるわけでございますけども、条例上、未就業の子供たちにもこの制度が適用できていないというのも事実でございます。こういったことも踏まえまして、このすこやか子育て医療費助成制度につきましても、この点も含めて検討をしなければならないというふうに考えております。今後、すみやかにこの検討をしていくことによつて、早期に制度上のことも含めまして決定をしていきたい、というふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 川勝議員のご質問に、お答えをいたします。

現在、南丹市立の中学校4校のうち2校に照明施設が設置してありますが、いずれも旧町において、学校開放用に設置されており、社会体育や消防の訓練等に利用されておるところでございます。昨今の社会情勢を踏まえて、各学校においては基本的に日の明るうちに下校するよう指導しているところでもあり、現状としては、夜間照明を設置することは考えておりませんので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

岸上副市長。

○副市長（岸上 吉治君） 川勝議員の質問にお答えを申し上げます。

まずはじめに、環境問題のカンポリサイクルプラザについて、三者協定の問題についてご質問がございました。

カンポリサイクルプラザの2回目の安全確認試験が、11月21日から2週間実施され、12月の4日に予定通り終了をいたしました。ダイオキシンの分析が行われている状況であることをご報告申し上げます。また、今回の焼却炉停止に伴いまして、排ガス基準のみならず、臭気や雑音なども課題となったところであります。建設当初に地元事業者、園部町の三者で締結された公害防止に関する協定書に基づく公害等防止細目書の見直しが必要と考え、地元との協議を始めたところでございます。ダイオキシン類の排出基準につきましてはご質問のとおり、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の清掃及び処理に関する法律において0.1ngと定められており、公害等防止細目書でも法規制値と同じ0.1ng目標値となっております。事業者が改善計画で示しました自主目標値0.05ngについては、法基準値より厳しい自主目標値で運転管理することにより、通常運転における環境負荷の低減を図るとともに、自主目標値を判断基準として自主的に原因究明と対策を行うことで、確実に法基準を遵守するよう自ら定めた管理運転値とされています。協定及び細目書は公害等の発生を防止するための措置及び遵守すべき基準を、三者が協議の上で定めるものであり、先に申し上げましたとおり、不足しているものについては見直しが必要

と考えますが、事業者が社内向けに設ける管理目標までを記述するものではない、このように思っておるところでございます。

さらに細目書について、一酸化炭素基準の取り決めがどうかというお話でございますが、公害等防止細目書では、排ガスについてはばいじん・硫黄酸化物・塩化水素・窒素酸化物・ダイオキシン類の5項目について規定がされております。議員ご指摘のとおり、ダイオキシン類の測定結果はリアルタイムに求めることができないため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則においても、廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準として、一酸化炭素濃度が規定されているところであります。地元事業者と協議の上、細目書の見直しを行う必要があると考え、一酸化炭素濃度の項目追加を検討することも考えていかなければならないと思っておるところでございます。

三つ目に臭気の問題でございますが、臭気に関する苦情が寄せられた日時については、記録として確認できる限りでは平成16年11月30日が最も古いものと聞き及んでいるところでございます。これ以降も公害防止協定に基づく三者協議会において、臭気の苦情が出されており、さらにダイオキシン類の排出基準超過に係る焼却施設停止以降は、住民説明会や電話などにより、臭気に関する苦情が増加したところであります。園部町時代では、現場確認を行うとともに、事業者への臭気対策の検討等が改善を指示されていたところでありますが、合併後の平成18年夏には、南丹保健所と共に指導を行い、調整池にエアレーション設置を取り付けさせ、本年5月以降は、市職員が施設周辺の集落を巡回する臭気調査を実施いたしたところであります。8月下旬からは市の行政指導により、施設内に貯留している廃棄物の搬出や密閉容器への詰め替え、臭気漏洩源となっていた施設の改修、場内及び調整池の清掃を実施いたさせたとところでございます。住民や地域役員の皆さんへは説明や役員会などを通じて、臭気対策計画及び進捗状況を報告いたすとともに、10月15日からは施設周辺にお住まいの方々とともに調査をお願いし、臭いの強さ・日時・場所を報告いただいております。その後は、ほとんどの方が臭気を感じなくなったとご回答をいただいております。

次に、カンポの焼却炉停止により、現在、京都市と亀岡市に可燃物の処理をお願いしているがという質問でございますが、カンポリサイクルプラザ焼却施設の停止に伴い、本年1月以降、船井郡衛生管理組合管内の可燃ごみは、京都・亀岡両市の焼却施設で処分いただいております。ダイオキシン類排出基準超過の原因究明と改善計画の作成、試験運転などに時間を要したため、両市には再三にわたり期間延長をお願いし、12月末まで了解をいただいております。しかし、再試験運転の開始から大幅に遅れ、試験完了が12月の4日になったことから、分析や結果の検証、地元協議などを考えると、12月末までにカンポリサイクルプラザ焼却施設が再稼動できるか厳しい状態で、年を越すことも予想されるところであります。両市へは、船井郡衛生管理組合から焼却施設の再稼動まで引き続いて処理をいただくようお願いを申し上げ、亀岡市には一定の理解をいただき、京都市へは引き続きお願いをしまいたい、このように思っております。

ますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

川勝儀昭議員。

○議員（11番 川勝 儀昭君） まず、今のご答弁を受けて、もう一度ご質問させていただきます。

まず、少子化対策の子育て支援事業等につきましてですけれども、これ少子化対策特別委員会でもいろいろと議論をしてきたなかであります。当然のことながら、この投資的効果を出すのは数字的にも本当に難しいことであろうとは思いますが、現実的に市として、いわゆる血税の中から払っておることでもありますので、それなりのやっぱり効果というものを出していかなければならない、それで今後の対応をしていただきたい。ただ、私が思いますのに当然のことながら、財政的には厳しい南丹市であります。これが本来、投資的効果があるものであれば、まだまだ続けたらいいことであると思えますし、当然のことながら、これを受け取られた方々からお礼の手紙があったりだとか、感謝の気持ちが伝えられたというのは、当然のことでもありますが、ただ園部町さん、旧園部町さんで長年取り組まれてきたなかであります。当然、この子育て支援施策と同時に、やはり住宅施策っていうのも、やはり大きな私は一因があったんじゃないかなと。特に民間の開発等によります、若い世代でも入れる小山西地域等々によります、いわゆる住宅施策におけるところも大きかったんじゃないかなというふうに思います。そして、20年度予算において検討中ということでもありますけれども、いわゆる南丹市だけにおいてはまだ2年もならない、そこで投資的効果をどうのこうのということは、当然、困難なことであろうと思えますけれども、投資的効果があると判断をされるのであれば、今までどおり少子化対策のために、この事業を続けていったらいいと思えますし、投資的効果がないというのであれば、判断をされるのであれば削減、また、変更等をされるべきであると思えます。この点、もう一度ご検討いただき、ご返答いただきたいと思えます。

もう一点、すこやか子育て医療費助成事業において、条例の中で、いわゆる高等学校等卒業までの間にある者ということがありましたので、未就業がどうなのかということ、今、確認させていただきましたけれども、未就業の人たちには適用されないという理解をしたところでございますが、今後、この点も踏まえて検討されるというご回答でありましたので、当然、検討していかななくてはいけないことじゃないかなと思うんですけれども。いわゆる高等学校に中学校を卒業し、義務教育を卒業して高等学校に当然のことながら行きたくても行けない子供たちがいます。そして、高等学校となりますと、当然、受験という壁を乗り越えなければなりません。一定以上の学力がある人でないと、それぞれの高校にも入れない、そしてまた、私立に入ろうとなれば、かなりの経済的負担も掛かるわけでございますし、やっぱりひょっとしたら高校浪人も、今後、出てくるかもしれません。私も具体的にどれくらいの人たちがそういった対象になるのかは、正式なきっちりとした数字は掴んでおりませんが、引きこもりの子供たちであったり、これはもう当然、義

務教育の間から引きこもりの子もあるかもしれません。ですから働いている、中学校卒業して働く人たち、これは当然、国民健康保険をかけたかとか、また、それぞれの社会保険に加入をするということで、当然、市としても私は把握ができるものであると思います。税金面からも把握ができるものであると思いますので、いわゆる学校へ行けない、学力が、逆を言えば、この受験に合格しない、受験の壁を乗り越えないと、この医療の助成制度が受けられないともとりかねられませんので、当然のことながら、例えば未就業の年齢で区切るだとか、そういった辺りで、私は条例変更も必要であろうと思いますけれども、変更する必要があると思いますので、この点も合わせて、よろしく願いをいたします。

順序が逆になりましたけれども、教育長のご答弁をいただきました。

具体的にはこれご承知だと思いますが、八木中学校にナイトー施設がないということで、質問をさせていただきましたが、社会体育という部門で地域の方々が利用されたりだとか、今、言われた消防団が利用されたりということで、日の明るい間に下校するように指導しておると、それでナイトー施設の整備は、今、考えていないというご答弁でありましたけれども。現場のこと、どこまで把握をしておられるのか、ちょっと失礼になるかもしれませんが。例えば八木中学校においては、例えば駅伝シーズンの駅伝の練習であれば、以前であれば学校の先生方が車の照明をグラウンドに照らして、そのなかで練習をしておりましたが、今はサーチライト、教育委員会の方でお世話になったんだと思いますけれども、今はサーチライトを照らして、練習をしておるというのが実際であるようでございます。ですから、教育関係も含めて、社会体育も含めて、やはりナイトー施設が必要であると思います。ナイトー施設、当然、いろいろな程度があると思います、ナイトーといっても。本格的な野球ができるナイトー施設からジョギング、陸上、走る程度のナイトー施設までいろいろとあろうと思いますが、その点も、もう一度伺いをいたしたいと思います。

続いて、カンポでございますが、地元も含めて協定書の見直しを今後していくというようなご答弁でありますので、そのなかでまた、見ていただいたら検討していただいたらよろしいかと思っておりますけれども。このダイオキシン類の発生は0.05、これは常任委員会でも申しあげましたけれども、カンポリサイクルプラザ自らが0.05を守っていきたい、目標として守っていきたい。これは、いわゆる法的基準は0.1であります、それに沿って今までの従来の協定書においても、ダイオキシン類の発生が0.1ngと規定をされておりますが、いわゆる排出業者自身が0.05でいくんだということであれば、この件に関して、ほかに障がいがあるのであれば、それまた、お答えいただけたらいいんですけども、私はこれが、いわゆる住民のため、安心安全なまちづくりの一つの指針になると思いますので、障がいがない、この三者協定を0.05にすることによって、今以上に住民の、ましてや近隣住民の方々の安心・安全が守れるんだ、このように思いますので、ぜひとも0.05に見直していただきたいと思っております。

COの排出については、種々いろいろなところで議論もされておるようでございますが、いわゆる簡単な指針でダイオキシン類の発生を予測できます、できるようでございますの

で、この件についても同じく検討をいただきたいと思います。

臭気対応についてでございますが、実際のところ今回、悪臭において近所の近隣の方々が迷惑をされてきたんですけれども、市の対応が敏速にできておったのか、その辺りをご質問したかったわけなんですけれども、具体的には、16年の日付と今年の10月15日住民と一緒に調査をしたということしかいただけなかったんですけれども、協定書の中に悪臭防止対策として廃棄処理物については、ストックヤード等で適正な管理を行い、施設外に堆積することなく臭気の漏洩拡散防止に万全を期するものとするという、協定書の中にうたってあるわけですね。いわゆる何が言いたいかと申しますと、ダイオキシン類の発生は故意ではないかもしれませんが。申しますのも、故意にダイオキシン類を発生させたんじゃない、いわゆる例年の検査の中で、ダイオキシン類の0.1ngを越える濃度が検出されたものであります。しかし、この今回の臭気の問題の原因は、やはり一般廃棄物の中の、いわゆる動物性残渣等の堆積により、この臭気が、悪臭が出たんだ。そして、これを1日や2日でなく、当然、動物性残渣を堆積をさせますと、それだけの臭いでなく、当然、発酵してガスが出て、そして、悪臭が出ると思われます。ですから、これは明らかに三者協定違反じゃないかなと。いわゆる三者協定に違反してるんですね。いわゆる事故とかでなく、故意に積み上げておるわけなんですよね、現実問題。そのなかであれだけの苦情のあった悪臭が出たと。いわゆるこの三者協定をもって、これは京都府保健所も悪臭ということで指導に入ったらしいですけれども、やっぱり、この三者協定というものが生かされていない。ただちにそれが廃棄されたのか、どうなのか。ですから具体的な日時と対応についてお伺いをしたつもりでございますが、18年の夏頃に保健所と、その悪臭を受けて入ったと。そして10月の15日に住民の方々と調査をしたと。今では、一定その解決をして、悪臭はほとんどないというふうにお伺いしておりますけれども、1回目の質問でも申し上げましたけれども、やっぱり今後のこともありますので、きっちりとした敏速な住民のために対応がとられてきたのか、これやっぱり検証しなければなりませんし、これは今後のためにもなるかと思っておりますので、その辺りの対応がどうだったのか、その辺りをもう一度お伺いをいたしたいと思います。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木稔納君） 子育て支援につきましては、少子化対策につきましては、この南丹市議会においても特別委員会を設置いただきまして、日頃から熱心なご協議、また、審議をさせていただいておるところでございますし、私どもも、このまちづくりの大きな柱の一つとしてとらまえているところでございます。そういったなかで子育ての支援施策、これまでの事業が、やはり事業評価を行うなかでどれだけの効果があったのか、これはまた投資的効果という意味合いからも検討をしなければならないということで、今、鋭意いたしておるわけでございます。こういったなかで、市の施策の重要な課題の一つとして、また、市民の皆さん方のニーズ、また、行政改革の問題もあるわけございま

すけれども、将来にわたって子供たちをすこやかに育成する。また、少子化に対応できるような制度の構築をもう一度見直しをし、また、検討する必要があるというようなことで、今、進めておるところでございますし、そういったなかでは、このいわゆる祝金や手当等だけではなく、保育所の制度、幼児教育の考え方、また、各種の施策の推進についても一定の協議をしていく、また、見直しを図っていく必要があると考えております。

また、すこやか子育て医療費の助成制度につきましては、今、府の制度の関係もありますし、また、それぞれの課題につきまして精査をするなかで、先ほど答弁申し上げましたように未就業の高校生年代の方々の対応、当然、これは検討していかなければならないというふうに考えておりますし、今、その検討に着手をいたしておりますので、どうぞ、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 中学校のナイター照明に関わってお答えをいたします。

中学校のナイター照明があれば望ましいというそういう状況は、中学校の教育活動の中で年間を通じて見たときに、かなり限定されるのではないかなどこのように思います。議員ご指摘のように、駅伝の状況が最たるものではないかなど。教育力の向上が図られ、チームが強化されるにしたがって、近畿、全国の大会等へ出場することになりましたら、ちょうど日照時間が短くなると、そういう時期に重なるわけですし、その指導方法等につきましては、八木町には八木運動公園のグラウンド、そして、八木西地区コミュニティ公園グラウンドにナイター等、夜間照明の施設があるわけですし、その利用等も含めまして、中学校と十分、指導の有り様につきましては連携をして、私どもが考えられる環境整備と言いましょか、そのことについては共に考えさせていただきたい、そういう状況で、現状として早急にナイター施設を設置するところまでには至っていないのではないかなど、このような状況を考えておまして、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

岸上副市長。

○副市長（岸上 吉治君） 最初にダイオキシンの0.1ngと0.05ngの数値の話でございますが、地元説明にも保健所の方から保健師の専門家がお見えになりまして、この法基準であります0.1ngを、一生人間が吸い続けても全く人体には影響ないという数値であるそうであります。こういったことから、法で定められたのは0.1ngということでありまして、これが厳然として法として生きておりますので、先ほど申し上げましたとおり、業者の自主規制値であります。業者がそこまでに止めたいという思いでありますから、低いのは低いほどいいのに決まっておりますし、そのことを取り上げて、三者の中で、そしてその数値を挙げようという話も今のところ出ておりませんし、我々としてもこのままでいかしていただきたい。国の基準値が変わりますれば、その時点でまた考えていかなきゃ

ならない、こんなふうに思っておるところでございます。

さらに、臭気の問題でご質問がございました。

本年に入ってから深刻化した第一の原因は、ダイオキシン類排出基準の超過による焼却施設が停止に伴いまして、長時間に渡り大量の廃棄物が施設内に貯留されたことは確かです。と申しますのも、ずっと以前から、あそこのカンポリサイクルプラザには廃棄物が入っておったわけですが、ダイオキシンの関係で施設が停止されたというようなことで、その廃棄物を場内に貯めておったと。こんなことから臭いが大量に発生したと。しかし、衛生管理組合が管理します可燃ごみについては、京都・亀岡両市の協力によりまして、最大数日間の貯留はあるものの、長期間施設内に管理するというはなかったということでもあります。一方、産業廃棄物に関しましては、試験運転による焼却以外に大量の処分が行えなかったため、施設内の保管量が増加したわけでもあります。先ほど説明したとおりであります。ダイオキシン類の超過に対する原因究明と改善対策に、これほど長期間を要するとは想定しなかったため、緊急かつやむを得ない措置として、施設内の一時保管が行われたものと理解をいたしておるところでございます。ただし、臭気対策を進めるなかで、発生源は貯留廃棄物などに留まらず、施設や設備に日常管理の不備も原因があったことが明らかになってきたところでございます。この点につきまして厳しく指導させていただき、職員の方も毎日現地を訪れるというようなことで非常に苦勞してくれまして、それが逐一、施設の表にカーテンを張るとかシャッターを付けるとか、それから真空のものに廃棄物を詰め込んで密閉するとか、こういったことが連日行われて、ようよう地元の皆さんにも臭いがしなくなったというお話が出てきたところでございます。それが焼却によりまして、かなりまた、それを倍増して、いわゆる臭気がなくなってきたというのが今日の状況であります。

以上であります。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

川勝儀昭議員。

○議員（11番 川勝 儀昭君） 今のカンポの件についてのみ、もう一度質問させていただきます。

まず、0.05の関係ですけれども、三者の中でこの話が出ていない。というよりも、私は市が出さなければいけないんじゃないか。出ていないから、いわゆる三者協定の改定の中で出ていないというよりも、市として住民のために、これを提案して出さなければならぬのが市当局ではないのか。私はそれが、いわゆる指導する立場じゃないのかな、このように思うわけであります。

そしてもう一点、堆積のことなんですけれども、いわゆる南丹市管内の廃棄物を受け入れておるわけですね。いわゆる南丹市内の一般家庭ごみ等においては、今、副市長がおっしゃられたとおり、なるほど入れ替わりの時期、昨年正月年末年始にかけては、まだ京都市さんなり、亀岡市さんとの交渉のこともありますので、なるほどその時には堆積し

たでしょう。しかし、この悪臭どうのこうのというのは、南丹市内のその一般家庭ごみはずっと持っていつてるわけですよ、京都市なり亀岡市さんにね。だから、そのカンポ自身がそれ以外の産業廃棄物であったり、一般廃棄物を業者の輩出するごみを受け入れて、それを堆積しておるわけなんですよ。そこから悪臭が出ておるんですよ。これはカンポ自身の問題で解決をしなければならないことなんですよ。いわゆる自分とかが焼けないのであれば、この南丹市がお願いしたように、系統であったり、そういう業者に、すぐに焼却を委託してカンポで受け入れたとしても、すぐに持っていける状態を作っていないんですよ。南丹市内の一般家庭ごみはすぐに持っていける状態を作っているから、あそこで中継をしたとしても、悪臭がそない出ないで処理ができておるわけなんですよ。ですからカンポ自身が行き先もないのに、自分とかが焼けない、行き先もないのにどんどん入れて、そしたら溜めるしかないですよ。その理由は分かるんですけども、それを本来、指導的立場にあるのであれば、受け入れ先がないのであれば、停止させなければいけないんですよ。ですから、協定書に堆積はしないというふうに書いてあるんですよ。ですから、当然、カンポも営業を営んでおられますので、意味合いでは分かるんですけども、でも、その裏で犠牲になっているのは地元の住民なんですよ。一般廃棄物をどうのこうの以前に、やっぱり受け入れ先がないのであれば受け入れたらあかん、受け入れるのであれば、受け入れ先をちゃんと見つけて南丹市内の家庭ごみと同じように中継をして、すぐに処理できる場所へ委託しなければならんのですよ。これ、指導するのって、この三者協定に当然、違反してますし、これ指導するのは市の責務なんですよ。これを怠ったんじゃないか。毎日、職員さんが行っておられるのであれば、この三者協定に違反していることを毎日行ってはるんですよ。そこらを聞きたいんですよ。だからどういう対応をとってきたか。いわゆるこれ、当然、夏場暑くなりますので悪臭が出ます。夏場っていうのは、いわゆるそれまでに溜まってきたんですよ、堆積したんですよ。適正な管理をして、堆積しないという協定書が結ばれてるんですよ。これに違反しているんですよ。悪臭が出たから保健所が来て、と違って、堆積すること自体が違反なんです。これを指導するのは南丹市でしょ。旧園部町で結ばれておりますけれども、現実、南丹市とカンポとそして川辺地区が協定を結ばれておられるんですよ。そして、その一つである川辺地区から南丹市に対して苦情の電話がきておる。これ南丹市がやらないと、保健所は悪臭があるからきたんですよ。堆積すること自体が三者協定違反なんです。当然、堆積をしたから悪臭も出たんですよ、夏になって暑いから。そないなっからじゃなくってね、カンポ自身のモラルの問題なんですよ。受け入れ先がないのに、当然、受け入れたら営業利益は上がってくると思うけど。でも、三者協定に違反してまですることじゃないんですよ。早く、いち早く委託先を見つけて焼却処理をどっかに任さんことには、何回も言いますが地元住民が大迷惑を被っているんです。その住民を守ってあげられるのは南丹市でしょ。どっちの肩を持つというわけじゃないんです。市民を守る責任があると私は思います。毎日のようにカンポに職員さんが行っておられるのであれば、なおさらのことなんですよ。職

員さんも、当然、この三者協定ご存知やと思います。カンボも知ってると思います、当然のことながら。それでその堆積を認めてきた市に責任があるんじゃないですか、あの悪臭を出したんは。だから私は速やかな対応がとれてきたのかいうことを第一質問からお伺いをしたかったんです。これはその済んだからじゃなくって、今後のこともあるからお伺いをしているんです。本当に悪臭の盾になって市が住民を守るんだという、本来のそういう姿勢が出ておったのか出ていなかったのか、そこらを最後にもう一度お伺いをして、質問を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

岸上副市長。

○副市長（岸上 吉治君） 先の数値の話でございますが、しつこいようですが0.1ngが法規制でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

さらに今、廃棄物の堆積の問題でございますが、焼却だけをしているわけじゃございません。バイオガス施設が向こうにございまして、それに処理している施設もあるわけでありまして。施設は十分に管理してもらおうよというところで行って、どうも夏場になって段々むしろ臭気が多くなってきたと。そんなことから、処理をするよという強い要請の中で、シャッターをしたり、いろいろ運び出したりしたんですが、なかなか臭気が治まっていけないというようなことで、順次、その廃棄物を出していったり密閉したり、どんどん進めることによって除々になくなってきた、その上に焼却炉の試験運転したら、さらになくなったというのが実際であります。堆積した焼却物におきまして、バイオガスの処理施設がございますので、そこで処理をしておりますので、全くその施設は別に焼却施設とは別の施設ですから、それまで停止せえということはできませんので、それはそれで稼働しとったわけでして、当然、そのための廃棄物は搬入されておったというのは現実であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

以上で、川勝儀昭議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

3時から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後2時50分休憩

.....

午後3時00分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとき、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に2番、大面一三議員の発言を許します。

○議員（2番 大面 一三君） 議席番号2番、日本共産党・住民協働市会議員団の大面でございます。

通告にしたがいまして、一般質問を行ってまいります。

最初に地域再生、地域活性化策についてということで質問を行ってまいります。

まず最初に、ここで言います地域といいますのは、住民の生活の場、生活領域の単位でございまして、最も狭くは町内会、そして集落がございすけれども、ここでは一步広げて、小学校区単位の範囲を考えているということをご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

さて、面積616km²という広い南丹市、この南丹市の周辺部のどの集落も維持をし存続を図っていくため、そしてまた、発展を図っていくには、今、ございます小学校を中心とした小学校区、その地域を校区を対象とした行政展開が特に必要だと考えます。南丹市におきましては、美山町におきまして旧村単位で、すなわち小学校区単位の地域振興会の進んだ取り組みがございす。こうした取り組みを南丹市全域に広げていく、そのようなことも大切なことかと思うわけでありす。地域の再生、地域活性化を図っていくためには、どうしても地域にあります幼稚園、そして、小学校の存在は欠かせない大切なものだと考えますけれども、市長の所見をまずお伺いをいたします。

また、市内小学校の現実には児童数が減少してきている状況でございす。小学校では、50人未満の学校が相当数存在してあります。児童数が減少している状況、そしてまた、そのことが学校管理上、また、子どもの教育上、どのように影響を与え、教育委員会としてはどのようにお考え、とらまえられておるか、教育長にお伺いをいたします。

また、地元の学校を卒業しましても市外に転出される方、また、結婚しても市外で生活を構えるといった状況が多くございす。これらのことが南丹市の人口の減少にも影響を与えらると思うわけでございすけれども、こうした状況いかがお考えか、教育長の立場からお伺いをするものであります。

また、子どもにとってふるさととはどのようなものであるべきかと考えているかも、この機会に教育長にお伺いをしておきたいと思ひます。

この間、国では新自由主義的な政策によります規制緩和、貿易の自由化などの経済改革によりまして、農林業や地場産業、伝統産業など、中でも全国各地の農村地域の地域経済を衰退させて、貧富の格差と地域間格差を一層拡大させてあります。富を一極、東京に集中し、地方や地域の切り捨てともいえる状況がこの地域でも進行をしてあります。基幹産業でございす農業面では、一時期1万円以上していた米価が今年は5,500円、作れば作るほど赤字が出る、そんな米価となっております。こうした米価をはじめとする農産物価格の低落、そして、その上に家族経営を排除をし、この地域の農業の実態にも全く合わない品目横断的経営安定対策などの推進が行われてあります。農家・農村を崩壊させ、それに伴い地域の商店の経営も困難にしているといった状況が、この南丹市でも表れてあります。南丹市の基幹産業は今も米を中心とする農業でございす。こうしたなかで南丹市周辺部の地域再生・活性化のためには、農林業の振興を基調とした地域経済の発展に力を入れていくことが、最も必要だと考えるところでございます。こうした状況を踏まえまして、この地域再生・地域活性化に向けては周辺部の人口対策、そして、若者の定着のた

めに行政の果たす役割は大きなものがあると考えます。市内には二桁に及びます限界集落があるとされており。しかし、これらのことは行政の努力、そして、その力の集中で解決されていくものであろうと考えます。先日も議会の産業建設常任委員会で、徳島県の上勝町へ視察を行ってまいりました。高齢化率は48.34%、昭和30年には人口が6,265人の町でございましたけれども、今や2,050人のその過疎の町でございます。その過疎から、その傾向が強いそのどん底から再生を果たしたという町でございました。そういう地域の創意工夫、地域の智恵を集めてお年寄りが生き生きとし、そして、町の再生を果たしたという町でございました。この町は皆さんご存知のとおり、木の葉をつまものに利用する木の葉を販売していると、収集販売しているという採集販売をしているということで、多くは1件あたり、1人当たり500万の収益、また、1,000万の収益を上げているというようなことまで聞かされました。そして、町にその活気を生んでいるということでございました。そんな市の対応、町の対応でそんな町の再生も可能だということを見せていただきました。私はそういう立場で質問もしているわけでございますけれども、特に、この南丹市におきましては小学校が17校ございます。この小学校を核とした地域再生・活性化を図っていくこと必要だと考えるわけでございます。そのためには、小学校の児童数の確保をしていく特別の市の努力が必要と考えます。周辺部の小学校区単位での若者の定住やUターン・Iターンの奨励促進が必要と考えます。また、若者の他地域への流出を止めて、ふるさとに定着を図る策として、市営住宅など計画的な住宅建設が必要だと考えます。こうした取り組みが、市として必要かと、今、考えますが、市長の所見、お伺いしておきます。

また、この南丹市が若者にとって魅力のある、そんな地域であって豊かな暮らしを図っていくために、行政が果たしていく役割、どのようなものがあるか、どのように考えておられるか、市長にその所見も伺っておきたいと存じます。

先ほども申し上げましたように、幸いわが市には、南丹市の地域振興会制度が存在をしております。その取り組みや実績を生かした地域自治組織を全市域に発展させていくことが寛容かと考えますけれども、市長の見解所見を伺います。

次に、長生園3,000万円の不明金事件でございます。

この事件は、平成11年12月に起訴をされた事件でございまして、刑事事件としての裁判は結審されております。9万8,880円が確定をしたということでございます。しかし、全体不明金は正確に言いますと2,958万8,173円でございまして、そのうちの9万8,880円が裁判上で結審となったものであります。差引2,948万9,293円は8年間の裁判を通じた結果でも不明金のままでございます。今も不明金のままでございます。今、この不明金がどのように処理されているのか、市長に理事でもございます市長に答弁を求めます。

昨年の6月議会では、市長は結審のあと、しかるべき対応をしていくと、長生園に対して助言指導をしていきたいと答弁をされております。あれから1年6ヵ月経ちます。刑事

事件は結審をされております。改めて市長の所見と今後の対応を伺ってまいります。

今まで私、園部町時代から長生園事件についての質問も行ってまいりましたけれども、裁判中ということで、係争中だということで一切答弁を避けられてきました。結審された今、不明である2,958万、何がしがどう対処されているか、そしてまた、当時の役員
の責任はどう問われて、どう果たされたのか、また、理事会ではどのように協議がされているのか、お尋ねをいたします。今も一円たりとも横領など不正なことはしていない、8年間無実を主張されてきました。無実の人に3,000万円もの横領の罪を着せる、こんなことはあってはならないことであります。二度とこのようなことが起きないようにするために、長生園の利用者本位の民主的運営に対しまして、市としての改善・対応策はどのようなか。そしてまた、未だもって不明金であります2,958万円、その真相究明の努力がされているのか、理事会の協議状況も踏まえて、市長の答弁を求めます。

以上、第1回の質問を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木稔納君） それでは、大面議員のご質問にお答えいたします。

今、第1点目の地域振興、誠に厳しい状況の中でそれぞれ地域振興につきまして、地域住民の皆さん方と連携を進めるなかで取り組んでいかなければならない、このように考えておるところでございます。とりわけ小学校区単位というお話がございましたが、当然、これは旧村単位で今日まで、また、学校や郵便局、派出所、こういった存在があったわけ
でございます。こういったなかでの果たしてきた役割、また今、このこれらの施設と申しますか、これらの存在というのは誠に大きいものがあるというのは認識をいたしておるところ
でございます。こういったなかで国や府におきましても、地域力再生・活性化といった事柄を今、着目して様々な施策にお取り組みをいただいておりますし、我々もその対応に努力をいたしておるところでございます。たいへん厳しい諸情勢という認識の中で、私もこの点につきましては努力をしていきたいというふうに考えおりますし、また、地域住民の皆さま方とのご意見を踏まえながら、連携をしていきたいというふうに考えておるところ
でございます。

また、若者定住促進につきましては、当然、総合振興計画の基本計画におきましても、若者定住へ向けた住環境の整備、また、就労や定住のための支援などの施策を掲げておるところ
でございます。定住支援のための情報発信、また、相談窓口などの整備を行う。また、そういったなかで住環境整備を進めるべく、関係機関や事業所等との連携を図って
いかなければならない、このように考えておるところでございます。そういったなかで、若者定住に向けた支援策の充実を検討していかなければならないということ
でございますけれども、公営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者に対して賃貸する住宅という、様々な入居基準等もあります。またそういったなかで、単身者の入居については60歳以上
じゃないとできないというふうな誓約もあります。こういったなかで、今、民間活力も

導入しながら努力をしていきたい、このように考えておるところでございます。

こういったなかで、当然、この地域が、社会が魅力あるものであらなければならない、こういったなかで、暮らしやすい利便性を追求するという側面もございます。こういったなかで高度情報化施設の整備や、また、上下水道の拡充等にも取り組んできたわけでございますし、今後、優れた自然環境、また、ゆとりある住環境、また、美しい景観など本市が備えております価値をしっかりと守り、また、高めることによって、この魅力を高めていく努力が必要であるというふうに考えております。こういったなかで交通網の整備、また、企業誘致等の雇用の拡大に努めることにより、暮らしの利便性を高める努力をいたしていくことが、私たち行政にかけられた責務だというふうに考えておりますので、ご理解、また、ご協力を賜りますように、お願いを申し上げます。

次に、美山町の地域振興会制度、これは先般もこの総務大臣表彰もお受けいただいたように、まさに全国的に誇れる制度として総務省からも理解を得ておるところでございます。これにつきましては平成13年4月に自らの地域振興策を自らが企画・立案し、行政や民間が支援する組織として設立をいただいたわけでございますし、こういった部分で日々住民の皆さん方を中心にして、ご努力をいただいておりますことに、改めて敬意を表する次第でございます。また、こういったなかで日吉町におきましては、自治振興会を17年11月に設立をいただいております。美山町の振興会の取り組みとは異なっておるところもございます。自治会において組織を構成され、その役割を果たさされているところでございます。こういったなかで住民自治の地域づくりを進めるという、この振興計画の具現化からも、それぞれの地域で、それぞれの実情に合ったというような形の住民自治組織の支援を掲げて、住民自治組織の支援をしていかなければならないというふうに考えておるところでございますが、ただ今ご質問にございましたように、全市域で地域振興会制度をとることを拡充していくということは、それぞれの地域のご事情もございまして、それについては十分に住民の皆さま方のご意向を踏まえながら、対処をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、長生園の不明金事件につきまして、ご質問がございました。

刑事事件につきましては、平成17年6月に最高裁判所において、上告棄却の決定がされまして、元長生園職員の被告に対して刑が確定をいたしております。しかしながら、民事事件につきましては、平成17年2月に京都地裁において、元職員の被告に対して着服横領を認める判決があり、双方が控訴をいたしておりました。平成19年5月、大阪高等裁判所において判決がありまして、京都地裁と同様の判決でございました。こういったなかで、長生園側から金額などについて納得ができないということで、現在、最高裁判所へ上告受理申立書が提出されておるということございまして、現在、係争中であるという認識でございます。先ほどありましたが、現在、係争中の件でございます。こういったなかで、当然、このようなことがないように長生園においても努力をいたしていただいておりますけれども、私も理事の一員として、今後ともこのようなことが起こらな

いような体制づくりに努力をしていきたい、いうふうに思っておりますし、今後、判決が出ましたあと、長生園に対しましての助言なり、指導も行っていかなければならないような状況がございましたら、市としても対応していく所存でございますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 大面議員のご質問にお答えをいたします。

南丹市は少子高齢化が進み、児童生徒数は年々減少の傾向にあります。これに伴い学級編成上で複式学級が増加していくことが予想され、また、極小規模学級が増えることも予想されるところであります。今後、学習指導要領の改訂等に見られる国の動向等も見つめながら、今日、教育の今日的課題にどのように対応できるか、指導法の工夫改善を図りながら考えてまいりたいとこのように思います。

地域の活性化というような状況で、若い人の定住ということに関わってでございますが、学校教育においては学校教育の充実を図ることが、市民の信託に応え、また、地域の活性化に結びつくと考えているところであります。

また、ふるさとに関わってでございますが、ふるさとを愛する心を養うことについては大切であり、どの学校においても家庭や地域と連携しながら、進めているところであります。子どもにとってふるさととは人に愛され、慈しまれ、また、良い思い出をもちながら育った所がふるさとであろうと、このように考えるところであります。自分が住んでいる地域の伝統行事を大事にしながら、また、ゲストティーチャーや社会人の人材活用等を進めるなかで、大人の人との良い出会いや、そしてまた、体験から学びながらふるさとを愛し、誇りを持てる子供たちを育てなければならないと考えているところでございます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

大面一三議員。

○議員（2番 大面 一三君） 答弁をいただきまして、第2回の質問を行います。

一つはですね、先ほどございました若者の定住、この若者の定住化のための公営住宅の建設などが必要ではないかということで、質問したんですけども、市の総合振興計画の中にも書いてございます。これは一般的なことだというふうに思うんですけども、私はここで質問しているのは、特に周辺地域のですね、にそうした施設が必要ではないかというわけですね、思うわけです。と言いますのは、南丹市にも都市計画がございます。都市計画というのは行政というのか、政策的配慮でそこに住みなさいと、ほかでは住んではだめですよという、そういう政策なんですね。そうした施策というのか、そういうものなんですね。ですから、そのために住環境を整えるということで、都市計画が決定がされているわけなんですけども。やはりこの広い南丹市、そして、その周辺部の活性化ということになりますとですね、やはり、このいわゆる中心部に集中させるというものは、この南丹市には不適合ではないかと私は思うわけですね。ですから、いわゆる今、ありましたように、

周辺部の小学校の児童数が減ってきてると、これの増加に転じるその一つの策としてですね、やっぱり周辺部でも若者定住化向けのそうした住宅の建設を定期的に、一定の割合でですね、計画的にそういうようなことも対策としては必要ではないかと。また、公営住宅じゃなくて、民間の力も借りた形の、そうした地域ごとの振興策が必要ではないかということをおもっております。そして、そういうことです。その点についてどう思われるか、周辺部での若者定住化のための公営住宅、そして、計画的な住宅建設の考えはないかということをおもいます。

それとですね、南丹市の総合振興計画、ここにその振興計画というのがあるわけがございますけれども、その振興計画の中にはですね、こういう表現がされとるんですね。これは学校の関係の部分ですけれども、児童・生徒数の状況に合わせ、学校規模の適正化と適正配置について検討を進めるといって書いてあるわけですね。これは振興計画でございますけれどもね。これは何と云うのかね、学校規模の適正化と適正配置について検討を進めるといことは、統廃合を検討していくということではないというふうには思うんですけども、その辺りの見解というのか、対応というのか、このことについての説明をお願いしたいというふうに思います。今も申し上げましたように、統廃合を進めるといことになれば、けしからんことでございますんでね、その点、お聞かせを願いたいというふうに思います。

それとですね、長生園事件でございますけれども、今、市長の方からございました。

民事訴訟が行われております。今、最高裁に上告をされて係争中でございます。これは民事でございますね。いわゆる名誉回復と雇用の無効を求めることを主とした訴訟でございます。刑事の方はですね、今も申し上げましたように、もう確定しているわけですね、1年前に。これがですね、明確になった不明金、これが今、その長生園の中でどう対応されているかということをお伺いしているわけですね。そやから刑事は解決しているわけですから、答弁等の対応が、当然なされているというふうに私は理解しますけれども、今もって全くその3,000万円近いお金は何の対処もされていない、理事会でも相談もされていないということなのかどうかということも、お尋ねします。

以上です。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず、若者定住化のご質問にお答えします。

先ほどもお答えをいたしました、公営住宅というのは、やはり、それなりの規制があるわけございまして、これによって対応しなければならないという側面がございます。こういったなかでの、やはり周辺地域にも住んでいただけるような、これは、当然、その住んでいただく方のニーズにお答えするということが重要でございます。先ほども申しましたように、雇用の場の確保とか交通網の充実、また、素晴らしい環境の中で住んでいただけるような対応をできるだけ行政としても整えていくという努力は必要ですし、その

ためにも高度情報化のシステム、また、上下水についても今日までも努力をいたしてきたところでございます。こういったなかでの都市計画区域やないと住んだらあかんというようなことは、一切考えておりません。それぞれお住まいになる方のニーズ、このニーズを対応できるようなこと、魅力あふれるものを作り出していくことが南丹市にとっても大きな課題であるというふうに考えておるところでございます。そういったなかで、まさに美山町におきましては、Iターンの方が数百人おいでになるといった現状もあるわけでございますので、こういった施策を、さらに進めていくということを自信を持って進めていくということも肝要ではないかというふうに考えておるところでございますので、今後共のご理解や、また、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、長生園問題でございますが、今、大面議員がおっしゃったように、まさに刑事事件は確定しとるわけでございますけど、民事事件においてはまだ確定してないわけでございます。こういったなかで先ほども申しましたように、長生園側からは金額について納得ができないということで、今、係争中なわけでございますので、この点、刑事は解決したけど、民事はまだだという状況でございますので、これは刑事が解決したからすべてのことがということではございませんので、この辺を十分にご理解を賜りたいと思いますし、当然、長生園といたしましては適正な、二度と起こらないようにということは、もうこの事件以降、様々な改革がされとるというふうに私も承知しておりますし、また、こういったなかで理事会においても、逐次この裁判経過については私は去年の夏からでございますか、就任してからは理事会において、この経過につきましては逐次、裁判状況については、理事会の度に報告を受けております。こういった現状でございますので、ご理解を賜りますように、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 学校の適正規模・適正配置に関わってでございますが、先にも申しましたように、学習指導要領の改訂が検討されておりました、多くは確かな学力と生きる力を育むという基本方向は変わらないにしても、学習内容や、あるいは時間数の増加等も検討されているというような状況にあります。そういうなかで、それぞれ学校、例えて言えば、小規模校についてはメリット・デメリット、それぞれあるわけではありますが、しかし、どのような環境の中で子供たちが学ぶのが本当に適切なのかというような状況で、子供たちの発達に沿ってより良い教育環境というものが、いかにあるべきかということを検討していくのが学校規模、あるいは学校の適正配置に関わることであろうとこのように考えますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

大面一三議員。

○議員（2番 大面 一三君） 時間もあれなんで、一点だけ質問させていただきます。

市長の答弁で、いわゆる民事がまだ終わってないのでということでございますけれども、刑事は終わっているということなんですね。民事でも額は3,000万円に比べます

とね、わずかな額でございます。もうほぼ刑事が完全に終わっているわけですから、本来ならばですね、何らかの対応は当然、必要だと思います。3,000万円近い、3,000万円という大金でございますんでね。依然として、今の市長の答弁では不明のままであるということの、そういう認識でよいのかどうかということと。そして、いわゆる3,000万円は裁判に係ってもですね、解決しなかったわけです。ですから、別に犯人がいると、いわゆるということがね、十分に想像できるわけですね。そこらの真相究明は行われているのかと長生園の中で、そしてまた、理事者の中で、そこをお尋ねします。

以上です。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 今の発言の中で、他に犯人がいるというような表現がありました。私はいへん遺憾に存じます。

また、ただいまご質問の中で先ほども答弁しておりますけれども、刑事事件と民事事件、双方争われとる係争中でございます。刑事事件は判決が出まして確定をしております。しかしながら、そういったなかで最高裁判所において、今、係争中の案件が民事事件でございます。ただいまご質問の中でもございました3,000万円の中の大半は、もう決まるとるやないかというご意見でございましたが、これが今、係争中であります。こういったなかで判決が出て、この対応を確定したのちに、私どもとしては対応しなければならない、このように考えておるところでございますので、ご理解を賜りますように、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、大面一三議員の質問が終わりました。

○議長（高橋 芳治君） 本日は、この程度といたします。

明日、12月11日、午前10時より再開して、一般質問を継続いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労でした。

午後3時40分散会
